

**橘小学校等複合化整備事業
要求水準書**

令和 6 年 6 月
(令和 6 年 7 月12日修正)

名古屋市

目次

第 1 総則	1
1 本書の位置づけ	1
2 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業の対象となる公共施設等の種類	1
(3) 公共施設等の管理者	1
(4) 事業の背景及び目的	1
(5) 本敷地の位置	2
(6) 整備方針	2
(7) 事業の枠組み	3
(8) 業務内容	3
(9) 事業期間	4
(10) 事業スケジュール	4
(11) 費用負担	5
3 要求水準の変更	5
(1) 要求水準の変更事由	5
(2) 要求水準の変更手続	5
4 本書に記載のない事項等の協議	5
5 整備計画の位置づけ	5
6 本書の規定の取扱い	6
7 遵守すべき法令等	6
8 事業者に係る基本的事項	7
9 実施体制等	7
(1) 人員体制	7
(2) 共通事項	7
10 モニタリングの実施	8
11 セルフモニタリングの実施	8
12 各種申請及び手続等	8
13 保険の付保	8
第 2 施設の機能及び性能に関する要求水準	9
1 敷地条件	9
(1) 敷地概要	9
(2) 既存施設概要	10
(3) 利用状況	10
(4) 既存インフラ整備状況	10

(5) 地盤等の状況	11
(6) アスベスト等の状況	12
2 新施設等の要求水準	12
(1) 施設要件	12
(2) 基本要件	13
(3) 構造計画	19
(4) 維持管理・運営に配慮した施設計画	20
(5) 配置・動線計画	20
(6) 外装及びデザイン計画	22
(7) 仕上計画	23
(8) 建具計画	24
(9) サイン計画	25
(10) 設備計画	26
(11) 外構計画	37
第3 統括管理業務に関する要求水準.....	43
1 総則	43
(1) 業務の概要	43
(2) 業務の区分	43
(3) 実施体制	43
(4) 報告事項	43
2 業務の要求水準	43
(1) 基本事項	43
(2) 統括管理技術者の業務	44
第4 設計業務に関する要求水準.....	45
1 総則	45
(1) 業務の概要	45
(2) 業務の区分	45
(3) 業務期間	45
(4) 実施体制	45
(5) 報告事項	45
(6) 留意点	46
2 業務の要求水準	47
(1) 事前調査及びその関連業務	47
(2) 設計業務（基本設計・実施設計）	47
(3) 各種関係機関との調整業務	47
(4) セルフモニタリング業務	48
(5) 障害者団体等へのヒアリング等実施業務	48
(6) その他設計業務において必要な業務	48
第5 建設業務に関する要求水準.....	49

1 総則.....	49
(1) 業務の概要.....	49
(2) 業務の区分.....	49
(3) 業務期間.....	49
(4) 実施体制.....	49
(5) 報告事項.....	49
(6) 留意点.....	50
2 業務の要求水準.....	51
(1) 建設工事着手前業務.....	51
(2) 建設業務及びその関連業務.....	52
(3) 完工後業務.....	54
(4) 什器・備品設備等設置業務.....	55
(5) 施設の引渡し業務.....	56
(6) 各種関係機関との調整業務.....	56
(7) セルフモニタリング業務.....	56
(8) 障害者団体等へのヒアリング等実施業務.....	57
(9) その他建設業務において必要な業務.....	57
第6 既存施設の解体・撤去等業務に関する要求水準.....	58
1 総則.....	58
(1) 業務の概要.....	58
(2) 業務の区分.....	58
(3) 業務期間.....	58
(4) 実施体制.....	58
(5) 報告事項.....	58
(6) 留意点.....	60
2 業務の要求水準.....	61
(1) 解体・撤去に係る事前調査等及びその関連業務.....	61
(2) 解体・撤去に係る設計業務.....	62
(3) 解体・撤去に係る工事着手前業務.....	62
(4) 解体・撤去工事業務及びその関連業務.....	63
(5) 完工後業務.....	63
(6) 各種関係機関との調整業務.....	64
(7) セルフモニタリング業務.....	64
(8) その他解体・撤去等業務において必要な業務.....	65
第7 工事監理業務に関する要求水準.....	66
1 総則.....	66
(1) 業務の概要.....	66
(2) 業務の区分.....	66
(3) 業務期間.....	66
(4) 実施体制.....	66

(5) 報告事項	66
(6) 留意点	67
2 業務の要求水準	67
(1) 工事監理業務	67
(2) 工事監理状況の報告業務	67
(3) 各種関係機関との調整への協力業務	68
(4) セルフモニタリング業務	68
(5) その他工事監理業務において必要な業務	68

◆ 用語の定義

用語	定義
本書	本要求水準書案をいう。
本事業	橘小学校等複合化整備事業をいう。
市	名古屋市をいう。
事業者	本事業について、市と設計・工事請負契約を締結し、実施する者をいう。
各業務	統括管理業務、設計業務、建設業務、既存施設の解体・撤去等業務及び工事監理業務をいう。
本敷地	本事業で新施設を整備する敷地をいう。
新施設	橘小学校等複合施設をいう。詳細は、本書による。
既存施設	既存の名古屋市立橘小学校（サブグラウンドを含む。）の校舎その他建築物等をいう。名古屋市中生涯学習センター、名古屋市前津福祉会館及び名古屋市前津児童館は含まない。詳細は、本書による。
本施設	新施設及び既存施設の全てをいう。
入札説明書等	入札公告等に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、本書、落札者決定基準、様式集、設計・工事請負契約書（案）並びにこれら資料に対する質問及びこれに対する回答を示した書面の全てをいう。
事業提案書	資格審査通過者（本事業に参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した者をいう。）が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書、市からの質問に対する回答及び本契約締結までに提出したその他一切の提案をいう。
モニタリング	事業者が実施する業務について本書等を満たしているか、市が監視・確認する行為をいう。
セルフモニタリング	事業者が実施する業務について本書等を満たしているか、自ら監視・確認する行為をいう。
建物駐車場	建物の敷地外構に整備する駐車場をいう。
平面駐車場	名古屋市立橘小学校のサブグラウンドに整備する駐車場をいう。
別紙資料	本書とともに事業者に求める要求水準をまとめた資料をいう。
参考資料	事業者が提案にあたり、参考とする資料をいう。

◆ 別紙資料

番号	資料名
別紙 01	事業区域図
別紙 02	遵守すべき法令等
別紙 03	モニタリング基本計画書
別紙 04	事業者が加入すべき保険
別紙 05	既存インフラ現況図
別紙 06	諸室性能（特記事項）リスト
別紙 07	諸室性能リスト
別紙 08	事業者が設置する什器・備品等一覧
別紙 09	既存施設位置図
別紙 10	提出図書一覧
別紙 11	福祉都市環境整備指針の適用・解釈等
別紙 12	建設発生土の搬出候補一覧
別紙 13	機能相関図
別紙 14	セキュリティの考え方
別紙 15	利用フロー
別紙 16	給食調理場仕様書（閲覧・貸与資料）
別紙 17	週休 2 日工事の実施について
別紙 18	建設キャリアアップシステムの活用について

◆ 参考資料

番号	資料名
参考 a	測量図
参考 b	既存施設の利用状況
参考 c	地歴調査結果
参考 d	既設図面（過去工事履歴一覧表）（閲覧・貸与資料）
参考 e	特別支援教室参考平面図
参考 f	アスベスト分析調査報告書（閲覧・貸与資料）
参考 g	要求水準等確認チェックリスト（案）
参考 h	P C B 分析調査結果
参考 i	地盤状況調査結果（閲覧・貸与資料）

第 1 総則

1 本書の位置づけ

本書は、市が本事業を適正かつ確実に遂行する事業者を募集及び選定するに当たり、事業者を対象に公表する入札説明書と一体のものとして提示するものである。

本事業に関して前提とする条件や、本事業のうち各業務に関して、市が要求するサービスの最低水準を示すとともに、本事業及び業務内容についての理解を深め、より具体的な検討を加えるための資料を提供するものである。

事業者は、本書の内容を十分に確認した上で提案を行うこと。

2 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

橘小学校等複合化整備事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

小学校、生涯学習センター、老人福祉センター（福祉会館）、児童厚生施設（児童館）

(3) 公共施設等の管理者

名古屋市長 河村 たかし

(4) 事業の背景及び目的

名古屋市中区に立地する名古屋市立橘小学校（以下「橘小学校」という。）は、敷地が狭く、児童数に比して運動場が狭小であること、また、避難所となる体育館が3階にあり、障害者や高齢者の避難に支障があること等の課題があり、地域から子どもたちの教育環境の改善や防災機能の強化に関する要望が出されていた。また、周辺にある生涯学習センター、前津福祉会館及び前津児童館（以下「市民利用施設」という。）は、いずれも建築から40年以上が経過しており、大規模な整備を検討する時期にきている。

こうした中、市で初めての小学校と他の公共施設との複合施設として、橘小学校と市民利用施設を複合化して整備し、橘小学校の教育環境の改善を図るとともに、市民利用施設における市民サービスの向上を図ることとした。

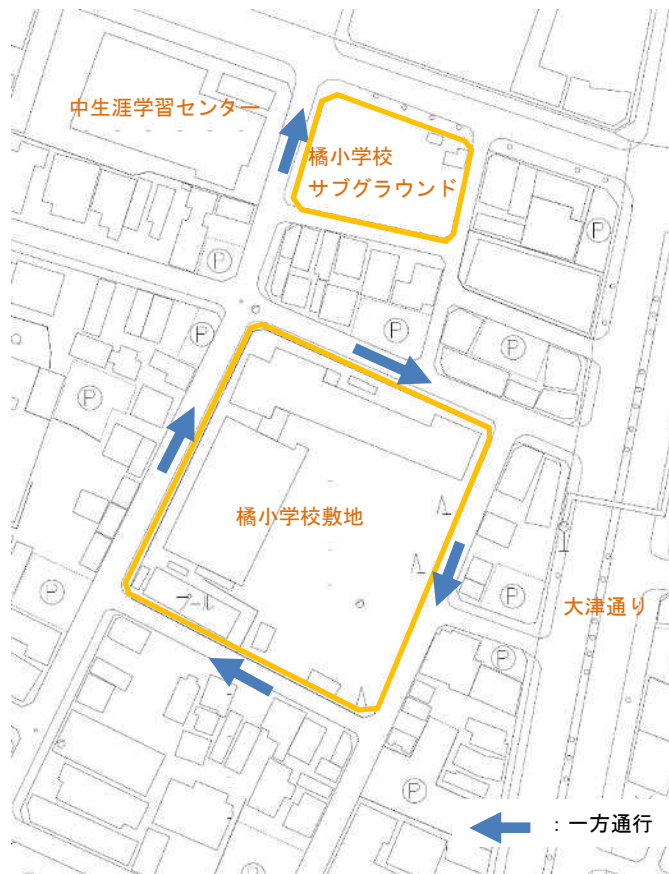
そこで、本事業は橘小学校の敷地内において、橘小学校と市民利用施設の複合施設（以下「橘小学校等複合施設」という。）の整備を行うことを目的とする。

さらに、本事業を効果的・効率的に実施するため、民間の創意工夫等を活用し、公共サービスの水準の向上を図る。

（５）本敷地の位置

所在地：愛知県名古屋市中区橘一丁目 13 番 12 号

愛知県名古屋市中区橘一丁目 9 番街区（サブグラウンド）



「名古屋都市計画基本図（令和 2・3 年）」を加工して作成

図 1 位置図

（６）整備方針

ア 誰もが利用しやすい施設

- ・ 高齢者や乳幼児、障害者・児を含めて多数の市民等の利用があり、これらすべての利用者にとって利用しやすい施設とする。
- ・ 生涯学習センター、児童館、福祉会館等の目的別動線を考慮した行先のわかりやすい、職員が案内しやすい施設とするとともに、誰もがわかりやすい動線・サイン計画とする。
- ・ 各施設の利用手続き等の流れに応じた、効率的な諸室配置と動線の確保を行うとともに、職員の業務効率にも配慮した機能的で快適な施設とする。
- ・ 常に明るく、快適で、清潔な施設とする。

イ 安全が確保され、安心して利用できる施設

- ・ 地震・火災等の発生時には、児童、利用者等の避難及び誘導がしやすい施設とする。
- ・ 災害時には、避難所となることから、その機能に配慮した施設とする。
- ・ 耐震・耐火性に優れた施設とする。
- ・ 安全・安心で質の高い教育環境を実現するために、施設の防犯機能を確保し、死角の少ない空間とし、犯罪を招きにくい施設とする。

- ・ 徒歩・公共交通機関・自転車・自動車等の多様な手段で来訪される利用者の安全を確保し、歩行者・自転車・自動車との動線が交錯しないよう工夫した屋外動線とする。

ウ 子ども中心の学びに配慮した施設

- ・ 全ての子どもが学びを通して自分らしく、幸せに生きていくことができるよう、市の学びの基本的な考えを示した「ナゴヤ学びのコンパス」（令和5年9月策定）に基づき、学校が子ども中心の学びに取り組むことができる施設とする。

エ 環境に配慮した施設

- ・ 太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用、建物の断熱性能向上や省エネ機器の採用を図る等、環境に配慮した施設とする。
- ・ 「名古屋市役所環境行動計画 2030」や「地球温暖化対策」に基づき、温室効果ガス排出量削減等の環境配慮に取り組む施設とする。

オ 維持管理・運営に配慮した施設

- ・ 十分なメンテナンススペースの確保や教員・職員が使いやすい諸室レイアウト等、効率的な維持管理・運営に配慮した施設とする。
- ・ 維持管理及び保守にかかる費用を抑制するため、耐久性の高い材料・工法を使用する。

カ 地域における交流等の促進

- ・ 学校施設を核とした地域コミュニティの拠点となる交流拠点機能を整備することにより、地域交流の促進を図る施設とする。

キ 計画地周辺への影響の低減

- ・ 周囲が住宅地のため建物の高さを抑え、計画地周辺への圧迫感や日影に配慮した施設とする。
- ・ アプローチ車路は、複数台が待機できる場所を整備することで周辺道路での渋滞を回避する等、周辺への影響の低減を図る。

（７）事業の枠組み

本事業のスキームは、次のとおりである。

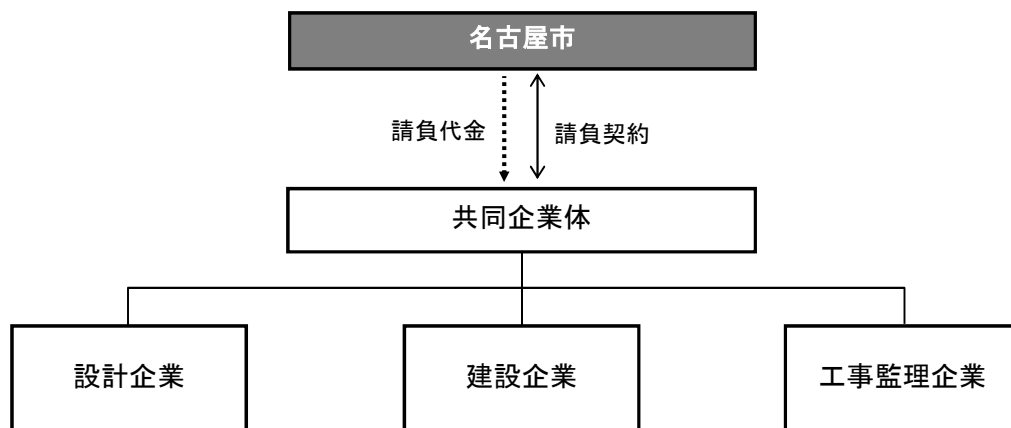


図2 本事業のスキーム図

（８）業務内容

本事業において事業者が行う業務は、統括管理業務、設計業務、建設業務、既存施設

の解体・撤去等業務、工事監理業務により構成される。具体的な業務内容については、本書「第3 統括管理業務に関する要求水準」から「第7 工事監理業務に関する要求水準」等を示す。

ア 統括管理業務

(ア) 統括マネジメント業務

イ 設計業務

(ア) 事前調査及びその関連業務

(イ) 設計業務（基本設計・実施設計）

(ウ) 各種関係機関との調整業務

(エ) セルフモニタリング業務

(オ) 障害者団体等へのヒアリング等実施業務

(カ) その他設計業務において必要な業務

ウ 新設施設の建設業務

(ア) 建設工事着手前業務

(イ) 建設業務及びその関連業務

(ウ) 完工後業務

(エ) 什器・備品等設置業務

(オ) 施設の引渡し業務

(カ) 各種関係機関との調整業務

(キ) セルフモニタリング業務

(ク) 障害者団体等へのヒアリング等実施業務

(ケ) その他建設業務において必要な業務

エ 既存施設の解体・撤去等業務

(ア) 解体・撤去に係る事前調査及びその関連業務

(イ) 解体・撤去に係る設計業務

(ウ) 解体・撤去に係る工事着手前業務

(エ) 解体・撤去工事業務及びその関連業務

(オ) 完工後業務

(カ) 各種関係機関との調整業務

(キ) セルフモニタリング業務

(ク) その他解体・撤去等業務において必要な業務

オ 工事監理業務

(ア) 工事監理業務

(イ) 工事監理状況の報告業務

(ウ) 各種関係機関との調整への協力業務

(エ) セルフモニタリング業務

(オ) その他工事監理業務において必要な業務

(9) 事業期間

設計・工事請負契約締結日から令和11年1月31日まで（予定）とする。

(10) 事業スケジュール

次のとおりとする。

なお、事業提案書で②建設期間を短縮し、③引渡日をこれよりも早めた場合は、その

期間とする。また、新設施設の建設業務及び既存施設の解体・撤去等業務の着手は、令和 8 年 4 月 1 日以降とする。

表 1 事業スケジュール

事業期間		契約締結日 ～ 令和 11 年 1 月 31 日
①設計期間		契約締結日 ～
②建設期間 既存施設の解体・撤去等 新設施設の建設		令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 11 年 1 月 31 日
③引渡日		令和 11 年 2 月 1 日

(11) 費用負担

ア 共通

本書に記載された事業者の業務に係る費用については、入札説明書等において特段の断りがない限り、その一切を事業者が負担するものとする。

イ 通信費及び光熱水費等の負担

本事業に要する通信費（電話料、テレビ受信料及びインターネット利用に係る費用等）及び光熱水費（電気使用料、水道使用料、下水道使用料及びガス使用料）等については、事業者が負担する。

3 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

市は、事業期間中に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。

ア 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。

イ 地震、風水害、新型インフルエンザ及び新型コロナウイルス等の感染症の流行その他の災害等の発生、事故等により特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。

ウ 市の事由により業務内容の変更が必要なとき。

エ その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続

市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。要求水準の変更に伴い、事業者へ支払う対価を含めて設計・工事請負契約書の変更が必要となるときは、契約変更を行うものとする。

4 本書に記載のない事項等の協議

本書及び別紙に記載のない事項があるとき、また、記載事項に疑義があるときは、関係法令等を遵守した上で、市と事業者で協議して判断を行う。

5 整備計画の位置づけ

本事業の実現に向けて、令和 3 年度に学校関係者、学区関係者及び複合化する施設関係者によるワークショップを開催し、そこでの意見、アイデア等を踏まえ、複合化整備の基本的な考え方を取りまとめた「橘小学校等複合化整備構想」（以下「整備構想」という。）を策定した。この整備構想に基づき、令和 4 年度に施設整備の考え方をより具体的に検討した内容を取りまとめ、「橘小学校等複合化整備計画」（以下「整備計画」という。）を

策定した。

「第7章 平面計画案」は計画案であり、諸室、共用部、外構（出入口を含む。）の配置、形状等の変更を可とするが、変更にあたっては、整備計画の策定に至るまでの検討経緯を尊重するとともに、本書及びその別紙の規定を満たすことを条件とする。

また、本書と整備計画とで内容に矛盾又は齟齬が生じるときは、本書を優先するものとする。

6 本書の規定の取扱い

本書の位置づけは、1に記載したとおりであり、本書の要求水準に対して、事業者の技術的能力、独創性に基づく積極的な提案を期待する。

ただし、本書「第2 施設の機能及び性能に関する要求水準」から「第7 工事監理業務に関する要求水準」まで、基準等において、仕様その他について具体的に特定の方法、寸法、素材等（以下、本項において単に「方法」という。）を規定しているにも関わらず、当該特定の方法とは別の方法の採用を検討する場合、事業者は、社会性、環境保全性、安全性、機能性、経済性等の観点から同等以上の性能が得られると証明した上で、その内容について市と協議を行わなければならない。

また、性能を証明するにあたっては、客観的かつ妥当性を有する資料の提出及び説明をすること。資料の提出及び説明により、当該特定の方法と同等以上の性能が得られると市が合理的裁量により認めた場合に、事業者は別の方法を採用することができるものとする。なお、事業者は、要求水準書の規定について、当該特定の方法に対して別の方法を採用することができるものとするが、要求水準書の規定そのものを省く又は略すことは不可とする。

なお、事業者が事業提案書において別の方法を提案したにもかかわらず、事業者の責めに帰すべき事由により当該別の方法について全部又は一部が不履行となった場合の扱いは、設計・工事請負契約書の特約事項に基づくものとする。

7 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するにあたって、関連する最新版の各種法令（施行令及び施行規則等を含む。）、条例（施行細則等を含む。）及び要綱等（以下「関係法令等」という。）を、各業務それぞれの技術者において調査し、遵守すること。

また、本事業が公共施設等の整備であることを踏まえ、公共建築工事標準仕様書をはじめとした各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし、遵守すること。

なお、これにより難しい場合は、市と協議し、事業者が各種基準・指針等と同等以上と証明し、市が認めた場合にはこの限りでない。

関係法令等は、許認可等手続上設定される基準日における最新版を採用すること。

なお、許認可等が必要な場合は、事業者の負担により当該許認可等を得ること。

また、各種基準・指針等に関して工事前までに改定があった場合には、原則として改定した各種基準・指針等を適用する。また、工事着手後の改定については、その適用について市と協議する。

「本書及びその別紙」と各種法令及び各種基準・指針等の間に相違がある場合、又は各種法令及び各種基準・指針等の内容に相違がある場合において、遵守すべき内容等については、市の指示に従うものとする。

事業者は、許認可等の一覧表（手順、日程等も記載する）、関係法令等及び各種基準・指針等のチェックリストを作成して、市へ提出すること。

本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象工事である。

関係法令等及び各種基準・指針等の詳細は、「別紙 02 遵守すべき法令等」を参照すること。なお、「別紙 02 遵守すべき法令等」の関係法令等のほか、事業者において本事業に適用のある関係法令等を確認した上で、かかる関係法令等を遵守すること。

8 事業者に係る基本的事項

事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業主体として、要求水準を満たすとともに自らが提案した事業計画に基づき、適正かつ確実に本事業を遂行するものとする。そのため、各業務を効率的かつ効果的に実施できる体制を構築し、各業務の実施について総合的に管理するものとする。

9 実施体制等

(1) 人員体制

本書で人員を指定する業務を除いて、事業者の人員体制は提案による。事業者は、本書及び別紙を満たすために必要な人員を配置すること。

(2) 共通事項

ア 基本的考え方

事業者は、事業期間を通じて次に掲げる事項を満たすこと。また、本書に記載する市との役割分担に従うとともに、市と連携し、円滑かつ適切に事業を実現できるよう、必要な体制を確保すること。

- (ア) 各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業が当該業務を実施していること。
- (イ) 各業務における実施責任を明確にし、適切なリスクの分担を図ること。
- (ウ) 各業務の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法を明確にし、適切に機能していること。
- (エ) 各業務の業務従事者間の連絡を密にし、必要な情報の共有及び調整を適切に行うこと。
- (オ) 市が各業務の実施状況について、事業者を確認・報告を求めた場合は、求めに応じ必要な対応を行うこと。
- (カ) 市が議会、市民等（近隣住民・関係団体を含む。）に向けた事業説明、各種申請等の行政手続等を行う際に、市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。

イ 技術者及び担当者の配置

事業者は、本事業の実施にあたり、各業務における技術者及び担当者（以下「各業務技術者・担当者」という。）を配置し、設計・工事請負契約の締結後 14 日以内に各業務技術者・担当者を市に通知し、市の確認を受けること。

各業務技術者・担当者は、「本書及びその別紙」に定める要求水準のほか、業務実施にあたり必要な資格・知識、実績を有するものを選定すること。

事業者は、各業務技術者・担当者を変更しようとするときは、当該変更を行う 30 日前までに市に通知し、市の確認を受けること。ただし、統括管理技術者の変更は、原則不可とする。

10 モニタリングの実施

市は、事業者が行う業務の実施状況について、モニタリングを行う。モニタリングの主な内容については、「別紙 03 モニタリング基本計画書」のとおりとする。

なお、市は、モニタリングにおける図書等の報告の受領、確認等の実施により、本事業の業務の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

11 セルフモニタリングの実施

事業者は、各業務について本書等を満たしているか、セルフモニタリングを実施すること。

セルフモニタリングは客観的な視点でのチェックとなるようにセルフモニタリング体制を構築すること。

各業務におけるセルフモニタリングの実施方法や内容の詳細は、各章において定める。

事業者は、セルフモニタリング実施計画書を作成し、市の確認を受けること。

事業者は、各業務の履行に関して要求水準確認計画書を市と協議の上で作成し、業務着手前までに市へ提出するとともに、要求水準及び提案内容を網羅したチェックリスト（「参考 g 要求水準等確認チェックリスト（案）」参照）を作成し、確認を受けること。

事業者は、要求水準確認計画書に従い確認を行い、原則として各業務完了 30 日前までにモニタリング基本計画書に記載されている時期に要求水準確認報告書（チェックリスト等を含む。）とともに市へ報告し、要求水準に適合していることの確認を受けること。

12 各種申請及び手続等

事業者は、全ての業務及び供用開始に必要な一切の申請等の手続きを行うこと。申請及び手続前に市へ関係機関との協議内容の説明を行うとともに、市が必要と認める場合は、申請書等を提出すること。手続き完了後、速やかに各種許認可書類等の写しを提出すること。なお、各種申請等の手続きに必要な費用は、事業者の負担とする。

13 保険の付保

事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は「別紙 04 事業者が加入すべき保険」のとおりとする。ただし、記載の条件は、充足すべき最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容の保険を付保することを妨げるものではない。なお、事業者が当該保険を付保した時は、その証券又はこれに代わるものを、直ちに市に提出すること。

第2 施設の機能及び性能に関する要求水準

1 敷地条件

(1) 敷地概要

本敷地の概要は表 2-1 のとおりである。詳細については、「別紙 01 事業区域図」、「参考 a 測量図」を参照すること。なお、敷地に関する規制内容や現況については、本事業を実施する事業者にて適宜確認等を行うこと。

表 2-1 敷地概要

項目	概要
地名地番	愛知県名古屋市中区橋一丁目 1301 番 愛知県名古屋市中区橋一丁目 901 番、902 番
住居表示	愛知県名古屋市中区橋一丁目 13 番 12 号 愛知県名古屋市中区橋一丁目 9 番街区
事業地面積	6,825.45 m ² うち平面駐車場用地 1,197.46 m ²
用途地域	商業地域
指定建ぺい率	80%
指定容積率	500%
防火地域	準防火地域
高度地区	—
その他地域地区	緑化地域、駐車場整備地区、都市機能誘導区域内、居住誘導区域内、特定用途誘導地区
土地の所有者	名古屋市

(2) 既存施設概要

表 2-2 既存施設概要

区分	内容	
学校敷地		
供用開始	1960 (昭和 35) 年	
建物用途	小学校	
構造・規模	合計	延床面積：5,105.23 m²
	北校舎	1960 年竣工/築 63 年 (昭和 35, 36, 37, 38, 53, 54, 58 増築) - 延床面積：2,940 m² - RC 造 (地上 4 階) - 主な諸室：教室、職員室等
	体育館棟	1983 年竣工/築 40 年 - 延床面積：2,063.08 m² - RC 造 (地上 3 階) - 主な諸室：体育館、特別教室等
	ポンプ室	1979 年竣工/築 44 年 - 延床面積：36 m² - RC 造 (地上 1 階) - 主な諸室：ポンプ室
	ポンプ・変電室	1983 年竣工/築 40 年 - 延床面積：33.75 m² - RC 造 (地上 1 階)
	体育器具庫	1990 年竣工/築 33 年 - 延床面積：32.4 m² - S 造 (地上 1 階)
その他	プール	25m×4コース - RC 造
	サブグラウンド	
	倉庫	- 延床面積：約 5 m² - S 造 (地上 1 階)
		- 延床面積：約 9 m² - S 造 (地上 1 階)
		- 延床面積：約 6 m² - S 造 (地上 1 階)
		- 延床面積：約 10 m² - S 造 (地上 1 階)

(3) 利用状況

既存施設の利用状況については、「参考 b 既存施設の利用状況」に示すとおりである。

(4) 既存インフラ整備状況

既存インフラ (上下水道、電気、ガス、通信等) の状況については、「別紙 05 既存

インフラ現況図」を参照すること。なお、接続位置等については、事業者の判断と責任において、供給業者への確認、調整を行い、事業者の提案をもとに市と協議の上、行うこと。また、接続にあたっての工事費用、その他の費用等は、事業者の負担とする。

※「既存インフラの移設が必要な場合のインフラの移設」及び「既存インフラの耐震化に伴う、引き込み・取り付け部の更新」は、本事業に含むものとし、事業者の負担とする。

表 2-3 既存インフラ整備状況

インフラ	現状
上水道	上水道整備済
下水道	下水道整備済
都市ガス	都市ガス供給済 低圧（サブグラウンドの北側のみ中圧 B）
電気	引き込み済 高圧 6.6kV 1 回線受電方式（サブグラウンドは低圧）
電話等	引き込み済

（５）地盤等の状況

ア 地盤の状況

本敷地の地盤の状況については、「参考 i 地盤状況調査結果」を参考にすることができる。

ただし、設計において、事業者が必要に応じて地盤の状況を確認するために、事業者の負担により地盤調査を行うことを妨げるものではない。なお、事業者が行った地盤調査の結果が「参考 i 地盤状況調査結果」の内容と相違しても、要求水準の変更の対象とはならない

イ 土壌汚染の状況

（ア）本敷地の土壌汚染の状況については、「参考 c 地歴調査結果」を参考にすることができる。

（イ）「参考 c 地歴調査結果」では、本敷地の土壌汚染のおそれの区分は、橘小学校敷地は「土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地」、サブグラウンドは「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」に分類される。

（ウ）市は、令和 6 年度にサブグラウンドの土壌調査を実施し、土壌汚染調査の結果、土壌汚染対策が必要となる場合は、令和 7 年度末までに土壌汚染対策を実施する。

（エ）「参考 c 地歴調査結果」の調査結果によらず、事業者の判断により、必要に応じて追加の土壌汚染調査を行うことができるが、関連して発生する一切の費用については、事業者の負担とする。また、事業者の判断により実施した土壌汚染調査結果を理由とした工期延長は認めないものとする。

ウ 既存施設の状況

（ア）本敷地には、既存施設の杭、基礎、埋設配管等が存在する（「参考 d 既設図面（過去工事履歴一覧表）」参照）。これらの杭等を含めて既存施設は原則としてすべて撤去すること。

（イ）既存施設の撤去及び処分に伴う工事期間を含めて事業期間中に施工を完了でき

る工事工程とすること。

(6) アスベスト等の状況

アスベスト含有の恐れのある建材については、市による事前調査結果（「参考 f アスベスト分析調査報告書」）及び既設図面等を参考にすることができる。なお、事前調査結果に記載のない建材については、関係法令等を考慮し、アスベストが含有しているものとする。

2 新設施設等の要求水準

(1) 施設要件

新設施設は、学校エリア、市民利用施設エリア、共用部及び外構で構成するものとし、市民利用施設は、生涯学習センター、児童館及び福祉会館で構成する。次に示すほか、施設の詳細、諸室の配置等については「本書及びその別紙」を遵守した上で、事業者の提案とする。

ア 諸室の計画においては、各諸室の機能、諸室相互の関連及び児童、教職員等学校関係者、市民利用施設利用者、管理者の動線を考慮した計画とすること。

イ 新設施設の整備に伴い整備する、屋根付車寄せや屋根付駐車場及び屋根付駐輪場、プレイヤードについては、延床面積には含まないものとする。

ウ 諸室の性能は、「別紙 06 諸室性能（特記事項）リスト」及び「別紙 07 諸室性能リスト」によること。

諸室の各室面積は、「別紙 07 諸室性能リスト」に示す面積を標準とし、特段の指定がない限り、標準面積＋10%以内とすること。但し、要求水準を満たした上で、その有効性を事業提案書内に明示した場合は、その範囲を超えて提案可能とする。

表 2-4 新設施設の施設要件

建物	敷地面積	5,627.99 m ²
	延床面積	約 10,000 m ² (10,740 m ² 以下) (プレイヤード、建物駐車場、車寄せ、駐輪場を除く。)
	配置	橘小学校等複合化整備計画（令和 5 年 3 月）の平面計画案及び本書の「別紙 13 機能相関図」を参考とし、事業者提案による。
	構造	事業者提案による。
	階数	地上 5 階以下
	小学校施設	普通教室：15 室（特別支援学級の教室を含む。） 特別教室：理科室、家庭科室、音楽室、図工室、メディアルーム、特別活動室等 多目的室、職員室、給食調理場等 トワイライトスクール（放課後学級）のプレイルーム等 プレイヤード
	市民利用施設	生涯学習センター・福祉会館 集会室：8 室 ※目的に合わせた面積を確保すること 健康相談室：1 室（福祉会館専用） 児童館 体育室（ホール）（天井高 5.5m 以上）、遊戯室、クラブ室、乳幼児室、留守家庭児童クラブ室、児童館図書室、ボランティア室：各 1 室

		便所（専用） 交流ホール：1 室 ※可能な限り矩形とすること 事務室等
	体育館	小学校用、生涯学習センター用：各 1 室
	建物駐車場等	市民利用施設車いす使用者用駐車場：4 台以上 学校給食用物資搬入車用駐車スペース：1 台分 学校緊急用駐車スペース：2 台分 車寄せ：事業者提案により 2 台分以上 駐輪場・バイク置場：事業者提案による。
平面駐車場	敷地面積	1, 197. 46 m ²
	駐車場	35 台以上

（２）基本要件

施設の計画方針は、「官庁施設の基本的性能基準」の各項目に準拠し、下記の水準に適合すること。

表 2-5 新設施設の基本要件

大項目	項目	計画方針
1 社会性	1 地域性	・地域性に関する基準は、基本的性能基準のⅠ類とすること。 ・地域特有の文化性が表出されるように、地場産素材の活用に努めること。
	2 景観性	・景観性に関する基準は、基本的性能基準のⅠ類とすること。 ・周辺地域や歩行者からの見え方に配慮し、外構や外観のデザインを工夫することにより、圧迫感を軽減するように計画すること。 ・建物内外の仕上げについては、周辺環境との調和を積極的に図ること。 ・周辺の土地利用や景観に配慮した意匠・色彩・緑化とすること。なお、景観計画にあたり、施設の外観デザイン及び色彩、緑化等の修景について、名古屋市景観アドバイザー制度によるアドバイスを受け参考とすること。
2 環境保全性	1 全体	・地球温暖化等への対応として、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入に努めること。 ・「官庁施設の環境保全性に関する基準」による。 ・建築物環境配慮制度（CASBEE名古屋）による評価を行い、Aランク以上となるように整備し、さらには、Sランクとなるよう努めること。また、第三者機関による評価結果を確認できるようにすること。
	2 長寿命	・「市設建築物の長寿命化設計基準（名古屋市住宅都市局）」による。 ・合理的な耐久性と将来の更新や変化に配慮したゆとりとフレキシビリティを確保することで施設の長寿命化を図ること。
	3 適正使用・適正処理	・プレハブ化を採用する等、現場加工、組立ての削減を検討すること。
	4 エコマテリアル	・リサイクルされた材料やリサイクルしやすい材料、健康障害や環境への影響の少ない材料を採用し、人と環境に配慮した建物とするように努めること。 ・工事使用材料等は、グリーン購入に努めること。 ・舗装の使用材料については、自然材料、リサイクル材料、メンテナンスフリー材料等の採用に係る検討を行い、ライフサイクルコストの低減及び環境負荷低減に効果のある材料を選定する。
	5 省エネルギー・省資源	・「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減のための実行すべき措置について定める計画(R3.10.22)」を踏まえ、「ZEB Ready」相当以上となるよう整備し、また第三者機関による認証を得ること。建築物省エネ法の基準適合に際しては、外皮基準について、「公共建築物の環境配慮整備指針（名古屋市住宅都市局）」における「指針の努力目標」を満たすこと。 ・断熱や気密性の向上、日射のコントロール、空調及び換気方式の工夫等により建物の負担の総合的な削減を図ること。 ・緑化維持のための灌水方法は、省力化、省エネ、省資源を満たす手法とすること。 ・計画地、施設及び諸室の特性やコスト面に関する十分な検証を行った上で、太陽光や風力、地中熱、地下水等の自然エネルギーを利用した環境設備について、積極的な導入を図ること。ただし、蓄電池等の複数回にわたり更新費用を要する設

大項目	項目	計画方針
		備の導入は行わないこと。 エネルギーや資源を無駄なく効率的に使うことのできる設備を採用するとともに、ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）等により、施設のランニングコストの低減を図ること。
	6 地域生態系保全	- 計画地周辺の環境保全、向上に配慮すること。 - ヒートアイランド現象の緩和、温室効果ガスの排出抑制等を図ること。 - 使用する冷媒は、オゾン破壊係数0かつ地球温暖化係数ができる限り小さいものとする。
	7 周辺環境配慮	- 騒音・振動の抑制等により周辺の居住環境の保全に配慮した計画とすること。 「名古屋市雨水流出抑制実施要綱」に従い、雨水流出抑制施設（雨水流出抑制槽を含む。）を設置すること。 - 排気・排熱による近隣への影響の無い様に計画すること。 - 外装材等の反射光による近隣への光害を抑制する計画とすること。 - ビル風（風害）対策 (1) 適切な低層部の配置や樹木等の設置により影響を軽減すること。 (2) 外部に面する出入口や、外部及び中庭空間において、ビル風により快適性が損なわれないよう計画すること。 - 人工地盤上の運動場等における砂埃対策を行い、周辺への影響を抑制すること。 - 外部に設置したスピーカーからの音が周辺の居住環境に影響を与えることがないよう配慮すること。 - 施設の照明設備による近隣への光害を抑制するように計画すること。 - 廃棄物置場やごみ置場において、防虫や動物対策を図ること。
3 安全性	1 全体	- 災害時に避難所等として、機能するように計画すること。 - 災害時に利用者等が迅速かつ安全に避難できる経路を確保すること。特に障害者、子ども、高齢者、外国人等自力で避難することや臨機に対応をとることが困難な利用者（要援護者）には十分に配慮すること。 - 避難誘導のためのサインを適切に設置すること。
	2 耐震	耐震に関する性能は、「構造計画に係る要求水準」に示す性能水準とすること。
	3 対火災	- 耐火に関する性能及び初期火災の拡大防止に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は、「別紙07 諸室性能リスト」によること。 - 火災時の避難安全確保に関する基準は、基本的性能基準のⅠ類とし、大規模な火災等の非常時における防災対策や避難の安全性に配慮した施設とすること。 - 災害時に利用者等が迅速かつ安全に避難できる経路を確保すること。
	4 対浸水	- 対浸水に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は、「別紙07 諸室性能リスト」によること。 - 本敷地において過去に生じた最大の水位及び「名古屋市災害対策実施計画」における「ハード・ソフト両面から対策を推進する災害規模」に該当する洪水・内水氾濫、津波、高潮によ

大項目	項目	計画方針
		る浸水深に対して、施設への浸水を防ぐように計画すること。 - 洪水・内水氾濫や津波等の非常時における防災対策、排水機能の確保や避難の安全性に配慮した施設とすること。特に、電気室及び発電機室・機械室等は、浸水経路の建具はウォータータイト（止水高1m、水密性W-2、漏水量200/h・㎡以下程度）とし、浸水の恐れのある階段やスロープ等に止水板を設ける等十分な浸水対策を行うこと。 - ドライエリアを設ける場合は、ドライエリアからの浸水を防ぐため、想定浸水レベルよりも高い位置に開口部を設ける等、浸水対策を行うこと。
	5 耐風	構造体に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類、建築非構造部材に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類、建築設備に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類とすること。
	6 耐雪・耐寒	耐雪・耐寒に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。
	7 対落雷	- 対落雷に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類とすること。 - 関係法令上、設置対象施設とならない場合においても、避雷設備の設置を行うこと。
	8 常時荷重	常時荷重に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。
	9 機能維持性	- 機能維持性に関する性能は、基本的性能基準のⅠ類を満たすこと。 - 商用電源の途絶時においても、72時間以上、本書で定める機能を維持するために要する電力供給機能を確保すること。 - 大規模災害時のインフラ（水・電力・ガス等）の確保に配慮した設備計画とすること。
	10 防犯性	「官庁施設の防犯に関する基準」に示す性能水準とすること。 - 建物内の防犯に関する性能の分類は、「別紙07 諸室性能リスト」によること。 - 施設計画にあたっては、利用者等の安全性に十分留意すること。 「別紙14セキュリティの考え方」を踏まえて、施設の運営を想定した防犯設備を設定すること。 - 建物外壁を堅固な構造とするとともに、出入口以外の開口部からの建物侵入を阻止するため、出入口のある階及びその上階の開口部には侵入防止の為の対策を施す。 - 給排気口（ドライエリア内の給排気口を含む。）については容易に近づけず、物を投げ入れられない位置とすること。ドライエリアを設ける場合は、パネル等で適切にふさぎ、ドライエリアへの侵入・物の投げ入れ等を防止すること。 - 開口部の防犯設計として、ガラス単体だけでなく、サッシ、鍵、セキュリティシステム等を含め総合的に検討すること。 - ガラスの防犯性能について、出入口のある階においては飛散防止対策を講じたガラス程度とすること。 - 建物周囲や各階において、防犯効果が発揮される箇所に十分な数の管理用カメラを設置し管理用スペースで管理できるようにすること。なお、管理用カメラの設置場所については、事前に市と協議の上、計画すること。
4 機能性	1 移動	- 移動に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。 - 諸室の配置については、運用内容に配慮した機能的な配置・構成とすること。

大項目	項目	計画方針
		• 全ての利用者にとって、安全で円滑に移動できるように計画すること。屋外の通路については、雨天時又は積雪時の安全性の確保についても留意すること。 • 利用者と車両の経路は、原則として交差を避けて計画すること。 • 清掃及び点検・保守等の業務内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート等を確保すること。特に外壁や吹き抜け等の高所に対するメンテナンス性に配慮すること。
	2 操作	• 操作に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。 • 緊急時又は施設管理者等に限定される操作部は、誤操作を防止する措置を講ずること。 • 設備システム及び設備機器等の操作性については、維持管理担当者、運営関係者、施設使用者等の利用区分を明確にして、安全性と利便性に配慮すること。
	3 ユニバーサルデザイン	• 「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」に示す性能水準とすること。 • 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、「福祉都市環境整備指針」等、関係する法令、指針及び基準等を遵守すること。なお、「福祉都市環境整備指針」については、「◎整備や配慮が必要な内容」のみならず「○整備や配慮をしていくことが望ましい内容」も遵守すること。なお、「別紙11 福祉都市環境整備指針の適用・解釈等」も適用すること。 • 設計及び施工段階において、高齢者、障害者、子育てに関わる各種団体等へのヒアリング及び意見交換の場を設けるとともに、これらの団体等が参加するワークショップ等を開催し、そこでの意見を集約し、施設計画へ反映すること。また、これらを踏まえたスケジュールを作成の上、進捗管理すること。なお、ヒアリング等を実施する各種団体等は、市と協議し決定する。 • 施設計画全体を通じて、全ての利用者が自力で円滑に目的地まで到達でき、安全・安心、快適、円滑に利用できるよう計画すること。 • 諸室内も車いすで円滑に移動できるよう計画すること。 • 施設内は、原則として段差は設けないこと。
	4 音環境	• 音環境に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は「別紙07 諸室性能リスト」によること。
	5 光環境	• 光環境に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は「別紙07 諸室性能リスト」によること。
	6 熱環境	• 熱環境に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は「別紙07 諸室性能リスト」によること。
	7 空気環境	• 空気環境に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は「別紙07 諸室性能リスト」によること。 • シックハウス対策のため、人体の安全性、快適性が損なわれない建築資材を使用すること。 • 市民利用施設は住宅都市局市設建築物（営繕物件）の屋内空気中化学物質濃度測定実施要領、小学校施設は教室等の屋内空気中化学物質濃度測定実施要領に基づき、屋内空気中化学物質の濃度測定を行うこと。 • 結露防止や防カビの対策を行うこと。 • 施設内は禁煙とする。

大項目	項目	計画方針
	8 衛生環境	衛生環境に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。
	9 振動	振動に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。
	10 情報化対応性	情報化対応性に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は、「別紙07 諸室性能リスト」によること。
5 経済性	1 耐久性	- 耐久性に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。設計耐用年数は新築80年とし、維持管理、改良及び修繕費等のライフサイクルコスト低減効果の高い施設とすること。また、外構においても、維持管理や植栽の管理が容易になるように計画すること。 - 設備機器や仕上げ材の選択においては、各機能の用途及び利用頻度、並びに特性を把握した上で最適な組合せを選ぶよう努めること。 - 長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めること。
	2 フレキシビリティ	- フレキシビリティに関する基準は、基本的性能基準のⅡ類とすること。 - 間取りの変更等、将来の児童数の変動及び教育内容・教育方法等の変化に対応できる柔軟性を持たせた建物構造とする等、施設整備費及び長期にわたる維持管理費を含むライフサイクルコストの低減に向けた各種の工夫を盛り込むこと。 - 長期使用を前提とした改修や更新工事に対応する為に、階高や積載荷重、予備スリーブ等を適切に設定し、設備機器や間仕切り位置等が容易に変更できるように計画すること。将来、間仕切壁等の位置等の変更が容易にできなくなる避難安全検証法等の採用はしないこと。 - 維持管理費・運営管理費が増大するような設計・工法は選択しないこと。
	3 作業性	- 作業性に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。 - 供用開始後の維持管理についても十分考慮し、清掃及び点検・保全等が容易で効率的に行える施設となるよう工夫すること。 - 内外に設置された仕上げ材・設備類への日常メンテナンス作業が、安全かつ効率的に行えるように計画すること。 - 定期的な点検やメンテナンスにおける設備機器等の停止時においても、施設機能の維持に支障が無いように計画すること。 - 配管・配線・ダクトスペースについては、共用部から容易に点検が可能とする等、点検が容易にできるよう計画すること。
	4 更新性	- 更新性に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。 - 配管・配線・ダクトスペースについては、更新が容易にできるよう共用部に面した位置等に設けること。 - 設備スペースの大きさは、主要機器の設置スペース、付属機器類の設置スペース、保守管理のスペース、機器の搬入・搬出スペース等に留意して計画すること。 - 上記に加えて、将来の設備容量の増強のための予備スペース等に留意して計画すること。
6 その他	1 新機材・新工法への配慮	- 新機材及び新工法の採用にあたっては、信頼性を十分に検証すること。 - 新機材及び新工法を採用する場合は、将来、更新・改修が容易に実施できるよう汎用性が高いものを採用すること。

大項目	項目	計画方針
		新機材及び新工法の採用にあたっては、本事業終了後の特に維持管理費も含めたトータルのコスト削減ができるかを考え採用すること。

(3) 構造計画

ア 計画にあたっては、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）」及び「市設建築物総合耐震設計基準（名古屋市住宅都市局）」に記載されている条件を満たすこと。

イ 「市設建築物総合耐震設計基準」の分類は下記のとおりとする。

表 2-6 市設建築物総合耐震設計基準の分類

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	A類
建築設備	乙類※

※ただし、避難所として運営で必要となる建築設備は甲類とする。

ウ 構造形式（耐震構造、制振構造、免震構造）については、性能、経済性、工期、建築計画との整合性等を総合的に勘案し、最適な形式を採用すること。

エ 積載荷重は、建築基準法、建築構造設計基準の資料及び学校建築構造設計指針（以下「積載基準」という。）に基づき、下表のとおりとする。これらを満たした上で、実況に応じた積載荷重を設定すること。

なお、積載荷重を超過すると想定される重量機器がある場合（通行する部分を含む。）には当該部分について、床荷重の割り増しを行うこと。

表 2-7 諸室ごとの積載荷重 (単位：N/m²)

室名	床版又は小梁	大梁・柱・基礎	地震力
教室	2,300	2,100	1,100
音楽室	2,900	2,600	1,600
事務室	2,900	1,800	800
集会室	2,900	2,100	1,100
給食調理場	2,900	2,400	1,300
体育館	3,500	3,200	2,100
運動場	4,000	3,300	2,100
屋上(歩行)	2,900	2,400	1,300

※表に記載のない室については、積載基準に基づき、適切に設定すること

オ 大地震動に対して、構造体の保有水平耐力は、重要度係数を考慮した必要水平耐力以上とする。

カ 大地震動時の層間変形角は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合 1/200 以下、鉄骨造の場合 1/100 以下とする。

キ 大地震動に対して、杭基礎の保有水平耐力は、必要保有水平耐力以上とする。

ク 液状化等の発生の可能性及びその程度を予測し、液状化の発生の可能性がある場合には、施設が保有すべき性能を維持できるよう適切な措置をすること。

ケ 大地震動時の構造体の層間変形に対し、それぞれの分類に応じて、建築非構造部材

の損傷、移動、脱落等が生じないことを確認すること。

- コ 建築設備の耐震性能は「建築設備耐震設計・施工指針」における耐震クラスをSとした場合の性能水準とすること。

(4) 維持管理・運営に配慮した施設計画

- ア 公共施設の目標耐用年数 80 年以上にわたる建物利用を考慮し、長期修繕計画に基づいたライフサイクルコスト低減効果の高い施設とすること。
- イ 長期間の閉鎖・閉館ができないという施設特性を踏まえた建築・設備の更新、修繕の容易性に配慮した施設計画とすること。各種設備等の基礎を設ける場合は、防水改修時において基礎上の設備工事が発生しないよう配慮し、容易に改修できる納まりとすること。
- ウ 将来の情報通信技術等への対応が容易な計画とすること。
- エ 建物の冷暖房負荷 (W/m^2) の低減を図り、電気、ガス、水道等の光熱水費を極力抑えた計画を行うこと。
- オ 設備更新における搬入経路の確保を行うとともに、維持管理を容易に行うことができるものとする。
- カ トイレ等の配置は、配管の更新等修繕工事時における施設機能が確保されるように計画すること。
- キ 地下に汚水槽を設置する場合、その配置は維持管理（特に清掃時の臭気対策）に配慮して計画すること。また、地下ピット等を雨水流出抑制槽や雨水利用槽として利用する場合、清掃等の維持管理が行いやすい位置に、必要な大きさの沈砂槽や沈殿槽等を設けること。
- ク 別途発注される管理運営業務に支障がないように配慮すること。また、市が設計業務段階で事業者提案に関する運営上の不都合や支障があるとした事項については、内容を精査し、代替案の提案や修正等、真摯に対応すること。
- ケ 屋上に昇降機設備を着床させるほか、メンテナンス、機器の更新及び改修工事時の作業性に配慮すること。
- コ 維持管理・運営に有益となる什器・備品等は、事業者提案によって整備することも可とするが、その配置は維持管理・運営に支障とならないものとする。
- サ 新施設（建築設備を含む。）の維持管理に必要な備品を、引渡し前に納品すること。なお、その数量については維持管理をするにあたって十分なものとし、詳細については市との協議により決定すること。また、これら備品（備品の保管に必要な什器・備品を含む。）の保管場所を本施設内の倉庫に確保するとともに、備品の保管に必要な什器・備品を納入すること。
- シ 倉庫等、維持管理・運営に必要と想定される諸室についても適切に整備すること。

(5) 配置・動線計画

ア 配置計画

- (ア) 周辺環境と調和し、市民に広く開かれた計画とすること。
- (イ) 建物内外の空間に一体的な賑わいの創出を可能とすること。
- (ウ) 敷地の西側に市民利用施設の利用者の出入口を設け、東側に小学校の正門（児童の登下校用の門をいう。以下同じ。）を設けること。
- (エ) 小学校及び市民利用施設の体育館を地下 1 階レベルに設けること。
- (オ) 小学校を中心とし、地域の生涯学習機能、高齢者福祉機能、子育て支援機能、交

流機能を有する各施設を集約・複合化し、地域拠点としての本施設の機能向上を図ること。

- (カ) 全体配置は、利便性を考慮し、類似する機能を有する諸室を集積した施設を計画することが望ましい。
- (キ) 小学校グラウンドは体育館屋根を活用し人工地盤として確保すること。
- (ク) 各施設の利用・管理区分やセキュリティに配慮しつつ、施設の多目的化・稼働率の向上を図ること。
- (ケ) 複合施設という特性を踏まえた上で、施設の維持管理・運営段階を視野に入れた施設配置とすること。また、効率的なメンテナンス、ランニングコストの抑制、維持管理・運営のしやすさに配慮した計画とすること。
- (コ) 運動・競技スペースを最大限考慮し、運動場が狭くならないように効率的な施設配置とすること。なお、運動場の日照確保に最大限配慮した施設配置とすること。
- (サ) 本事業において整備される施設により、近隣への電波障害を発生させない規模・配置とすること。ただし、障害等が発生した場合、適切な処置を本事業にて行うこと。
- (シ) 階高は地階を 5.5m 以上とし、各室の適切な天井高を確保した上で、全体高さを抑え、また壁面緑化を取り入れる等近隣への圧迫感の低減等を図ること。
- (ス) 居室は地下 1 階以上に整備することとするが、非居室は地下 2 階に設けても良いものとする。
- (セ) 日照、通風等周辺地域の住環境に配慮した施設配置とすること。
- (ソ) 高さの検討においては、屋上に設置する設備機器及び目隠し壁等の高さや位置も考慮し、圧迫感や日照等の周辺環境への影響について配慮すること。
- (タ) 周辺施設との間で相互にプライバシー等に支障を生じないよう見合い等に配慮した計画とすること。
- (チ) 「ナゴヤ学びのコンパス」に基づき、学校が子ども中心の学びに取り組むことができる環境を整備すること。学校施設全体を学びの場として捉え、教室だけでなく廊下、階段、体育館、校庭等あらゆる空間を学びの場、教育の場、表現する場、心を育む場として活用する。可動間仕切りや移動式ロッカー、従来より広い廊下等、児童が新しい学びをするための環境整備を行うほか、教室の床、壁、廊下等には、温かみのある居場所となるよう木質化を行うものとする。

イ 車両動線

- (ア) 児童の登下校、市民利用施設エリアへのアクセス、車両動線、給食搬入口への給食の搬出入等を配慮した上で、歩車分離を明確にし、敷地内における利用者の事故防止に配慮した安全性の高い配置とすること。
- (イ) 各施設への搬入路を適切に配置すること。
- (ウ) 市民利用施設利用者の車両動線（出入口）は、敷地西側のみとする。
- (エ) 学校給食用物資搬入車、ごみ収集車等の車両の駐車スペースは、敷地東側又は北側にて確保すること。台車による食材等の搬出入、ごみ収集等を容易に行えるよう作業スペースを駐車スペースに近接して設けること。
- (オ) 敷地外から建物駐車場・駐輪場及び建物への利用者の動線、建物駐車場・駐輪場から建物への動線は、歩車分離を図る等、敷地内における利用者の事故防止に配慮したものとする。
- (カ) 利用者動線と設備関係のメンテナンス車両動線は明確に区分した動線計画とすること。

ウ 利用者動線

- (ア) 児童と市民施設利用者（以下「利用者」という。）の動線は明確に分け、動線が互いに交錯しないようにすること。時間帯によっては、セキュリティ区画ラインが変化するため、「別紙 14 セキュリティの考え方」を参考に各時間帯においても交錯等がないよう配慮すること。
- (イ) 徒歩及び自転車による利用者の敷地内への動線は、西側を原則とする。
- (ウ) 市民利用施設管理者等関係者向け出入口、教職員や来訪者等小学校関係者用出入口を設けること。
- (エ) 地域災害時の避難動線は、すべての利用者が円滑に避難できるような計画とすること。

エ 職員等動線

- (ア) 事務室より維持管理・運営上も効率的な動線となるよう配慮すること。
- (イ) 維持管理の観点や改修工事時の作業性を考慮して、屋上へは最低限 1 か所以上、エレベーター及び階段にてアクセスできるようにすること。
- (ウ) 最終退館を行う際には、学校側は職員用玄関、市民利用施設側は事務室出入口より施錠が行えるよう出入口を設けること。

(6) 外装及びデザイン計画

- ア 平面構成、断面構成及び構造計画と整合されたデザインとし、機能性と意匠性が合致した計画とすること。
- イ 周辺環境と調和させるとともに橘小学校の地域の拠点にふさわしい外観とすること。
- ウ 屋根材及び外壁材は、雨の打撃音等の騒音に対して遮音性のある材質とし、施設内への騒音対策を考慮すること。
- エ 施設内の音が外部に対して聞こえないように遮音に配慮すること。
- オ 施設内で利用者が快適に過ごせる断熱性を確保すること。
- カ 防鳥・防虫や鳥害対策として、屋根・庇や梁等の形状や仕上げ材に配慮すること。
- キ 外装主材及び表面仕上げは耐久性やメンテナンス性（清掃管理を含む。）に優れ、学校及び市民利用施設である市民の憩いの場としての意匠にも配慮したものとする。
- ク 外部にさらされる部分は、雨や強風等に対する耐久性に配慮すること。
- ケ 汚れ防止を意識した素材やディテールを用いた計画とすること。
- コ 外装等の仕上げは、構造躯体の保護を考慮すること。また、外部に露出する鉄部は溶融亜鉛めっきとし、特に児童及び利用者等から見える鉄部は溶融亜鉛めっき等下地のうえ、フッ素樹脂等耐候性の高い塗装仕上げとすること。
- サ 外装材等の落下による児童及び利用者等への危険の回避にも留意すること。
- シ 設備機器等は外部から直接見えないよう工夫した計画とすること。また、目隠し板等を設ける場合は外壁の仕上げや周囲の景観と調和する意匠とすること。
- ス 手すりの位置、形状、材質及び色彩等は、耐久性・景観性に配慮すること。また、外部手すり等はさびや腐食を考慮し、ステンレス製とすること。
- セ 各出入口には、その機能に応じて外観との調和に配慮した意匠、耐久性に配慮した仕上げとして、適切な大きさの庇を設けること。また、児童等が登り降り等することがないよう安全性に十分配慮すること。
- ソ ドライエリアを設ける場合は、その上部には、手摺及び落下防止ネットを設け、落

下防止等の安全策を施すこと。また、法令に適合する範囲で蓋を設け、落下物の防止に配慮すること。

- タ 小学校、市民利用施設に関わらず、利用者が想定しない利用により事故等につながることを防ぐよう配慮すること。
- チ 使用材料等については、「公共建築工事標準仕様書」等の遵守すべき法令等において JIS 等の規格等に基づく旨が記載されている場合、これによること。

(7) 仕上計画

- ア 「木材利用の促進に関する基本計画（令和 4 年 4 月 愛知県）」、「名古屋市建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、玄関やエントランスホール、教室等児童及び利用者が利用する機会が多い部分及び家具等の備品は積極的に愛知県産の木材を使用し木質化を行うものとする。また、木材使用量について、設計業務完了時、建設工事完成時に市に報告すること。
- イ 材料等は、耐久性及び信頼性のあるものとするとともに、安全性、経済性等を考慮し、良好な品質を確保すること。また、「公共建築工事標準仕様書」等の遵守すべき法令等において JIS 等の規格等に基づく旨が記載されている場合、これによること。
- ウ 同一仕上げ面は、全面にわたり均一とすること。
- エ 経年による変形や著しい変色、塗膜の剥離が生じないものとする。
- オ 異なる仕上げの取合い部分は、適切に見切縁を設ける等、変位等による破損や経年変化による隙間等の発生及び傷等を防止すること
- カ 鋼製のものは、下地も含め防錆処置を行うこと。
- キ 玄関回りについては、連続性やつながりに配慮し、内外の統一性を図ること。
- ク 内装仕上げについて、各室が同一となった場合、空間の連続性を考慮した仕上げとして統一性に配慮すること。
- ケ 日常行動、交通及び物流等による衝撃で欠損や剥離等が生じない仕様とすること。
- コ 壁面に設置する各種設備機械（消火器・消火栓ボックスを含む。）は、法令等により規定のあるものを除き、壁面に埋め込み、突出させないこと。
- サ カーテンを設ける場合は、カーテンレールも設けること。
- シ スクリーンの取り付け部分は、隠蔽できるよう、スクリーンボックスを設けること。
- ス ガラスを採用する部分には、「安全・安心ガラス設計施工指針 増補版（一財）日本建築防災協会（2014 年 9 月 1 日）」を参考に対策を施す他、強化ガラスや網入りガラス等の採用等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置すること。
- セ 壁に取り付ける設備、備品等で転倒防止対策が必要な場合は、必要に応じて留め付け下地を設けること。
- ソ 天井内に隠蔽された各種設備機器は、点検口（600 角以上）により点検できるものとする。
- タ 天井に取り付ける設備、備品等で落下防止対策が必要な場合は、必要に応じて留め付け下地を設けること。
- チ 結露防止や結露が室内に及ばない構造とすること。
- ツ 清掃や補修、点検等、日常的な維持管理、定期的なメンテナンスのしやすさに配慮した計画とすること。
- テ 仕上げ材は、児童や高齢者、障害者等の不特定多数の利用を想定した上で、諸室の

- 用途、利用内容や形態等の特性に配慮した組合せとすること。
- ト 使用する材料は、シックハウス症候群の原因となる建材を含まない材料を使用し、健康に十分に配慮することとし、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めること。
 - ナ 危険な凹凸や粗面な素材を避ける等、怪我をしない形状・材料を使用し、利用者、特に身体の不自由な方への安全性に配慮すること。
 - ニ 自然素材や地場資材の採用を積極的に検討すること。
 - ヌ 利用者の往来が想定される床面に EXP. J を設ける場合は、仕上材で隠蔽すること。
 - ネ 床面に空調吹出口を設ける場合は、周辺の仕上材と調和させること。また、ピンヒールの歩行性や硬貨等の落下に配慮し、落下した場合には拾える構造とすること。
 - ノ OAフロアを敷設する室等で「別紙 07 諸室性能リスト」及び「別紙 08 事業者が設置する什器・備品等一覧」に重量物が設置又は通行する旨が記載されている部屋は、必要に応じて床の補強を行うこと。
 - ハ OAフロアに間仕切壁を設ける場合、部分的に配線経路を確保すること。
 - ヒ 梁型、各種設備機器（目的上隠蔽することができない設備機器を除く。）及びその横引き配管は、天井内に隠蔽すること。
 - フ 天井面に現れる各種設備機器の配置は、柱のスパン割からのモジュールを設定して行うこと。
 - ヘ 人の触れる部分の間仕切壁については、事故防止に配慮するとともに、破損防止のため、衝撃に対する十分な強度を有する工法・材料を採用すること。
 - ホ 階段等については、児童や高齢者をはじめ不特定多数の利用を想定し、落下防止に配慮した計画とすること。
 - マ 吹き抜け等に設ける手すり壁については、物の落下対策や下からの覗き込みに配慮した計画とすること。
 - ミ 体育館及び体育室を除きボード等による天井仕上を行うこと。

（８）建具計画

- ア 日常行動及び交通・物流等による衝撃で欠損、剥離、傾き、曲がり、脱落等が生じない強度を有し、ぐらつきを生じさせないものとする。
- イ ガラス扉及びガラス入り扉等は、「安全・安心ガラス設計施工指針 増補版（一財）日本建築防災協会」を参考に対策を施す他、強化ガラスや網入ガラス等の採用等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置すること。
- ウ 外部に面する建具は、フッ素樹脂等耐候性の高い塗装仕上げとするとともに下部及び上部（建具が壁面と同面の場合）に水切りを設置し、浸水や壁面汚染防止に努めること。また、室内への浸水を考慮し、下枠両端にステンレス製水抜きパイプ及び床部に排水溝を設置するとともに可動部が室内に侵入することがない、開閉機構及び開き勝手とすること。
- エ 自動扉は、原則として開口幅 1,200mm 以上のスライド自動扉とし、挟み込み防止、引込み部の巻込み防止等の処置を行う。また安全センサー、扉ガラス衝突防止及び非常時開放装置を設けること。なお、主要な外部出入口には、ステンレス製自動扉を設けること。
- オ 重量シャッターは、障害物感知装置を設けること。
- カ 外部出入口の上部全てに庇を設置し、開き扉の場合は、外開きを原則とすること。

出入口の有効開口部は、900mm 以上とし、各室の機能・規模に応じ、収納家具、備品、間仕切ユニット、設備機器、持込備品等が台車等で搬出入可能な寸法であるとともに、ストレッチャーが通行すると思われる場所（正門から、保健室・体育館・運動場・エレベーター等）はそれらが通るための十分な開口幅とする等、使い勝手を考慮した幅、位置とすること。

- キ 屋上への出入口は、屋上防水の立上げの上に設置すること。その場合、容易に出入りできるよう適切に階段等を設置すること。
- ク 窓は、室の配置条件・近接性等の要求水準を満たすことができない、又は用途上窓を設けることが望ましくない場合を除き、外気に面する室（廊下等を含む。）には窓を設けること。ただし、視線等に対する配慮が必要な場合については適切な処置を講じること。
- ケ 学校の教室、特別教室を除き開放できる窓や防虫の必要な室のガラリ等には、網（ステンレス製）戸を設置すること。また、鳥の侵入が想定される給気口等については、防鳥網を設置すること。
- コ ブラインド又はカーテンの取り付け部分は、隠蔽できるよう、ブラインドボックス又はカーテンボックスを設けること。
- サ 開口部の位置が低い場合は、手すり等を設置し、落下防止の処置を行うこと。
- シ シリンダー錠は、グランドマスターキーに対応したロータリーディスクタンブラーシリンダー錠とし、全ての建具（窓は除く。）に設けること。
- ス 窓に設けるクレセント錠は、防犯ロック付きのクレセント錠とすること。また、外部窓下に庇がある場合には、キー付クレセント錠とすること。
- セ すべての建具の押棒及びレバーハンドルは、抗菌仕様とすること。
- ソ 施設運営・維持管理を踏まえたキープランを作成し、市の確認を受けること。なお、グランドマスターキー、マスターキー及び各出入口キーは、市の指示する本数を作成すること。
- タ 使用材料等については、「公共建築工事標準仕様書」等の遵守すべき法令等において JIS 等の規格等に基づく旨が記載されている場合、これによること。

（９）サイン計画

- ア 高齢者、障害者、児童・乳幼児、外国人等すべての人に配慮したユニバーサルデザインとすること。
- イ サインはわかりやすく視認性に優れたものとし、ISO 規格や JIS 規格の案内用図記号、標準案内用図記号ガイドライン等に基づくものとすること。
- ウ デザインや仕様等の意匠性に統一性があり、かつ連続空間と調和し、視認性に優れた形状、寸法、設置位置、表示内容とすること。
- エ 外部サインは、特に堅固で錆の発生しにくい材質とすること。
- オ サインシートは、耐候性仕様とすること。
- カ 施設名称表示を道路から視認できる敷地出入口及び主玄関付近（小学校にあってはすべての校門）の分かりやすい位置にそれぞれ設置すること。また、小学校については、校章を設置すること。なお、これらの表示の設置場所、大きさ、内容等は、市との協議によるものとすること。
- キ 車両の出入口に案内サインを設置するとともに、駐車スペースまで円滑に移動できるよう誘導サインを適宜設置すること。また、平面駐車場から建物まで、建物から平面駐車場までの案内図をそれぞれ平面駐車場、建物の車両運転手に見やすく

分かり易いサインを設置すること。なお、記載内容については、実施設計時に市と協議すること。

- ク 総合案内図は、学校 1 階玄関内・2 階職員室、交流ホール内及び地下 1 階廊下の主要な動線上に設置すること。
- ケ フロア案内図は、各階のエレベーター、階段等付近に設置すること。
- コ 誘導サインは、目的地へ円滑に到達できるよう適切に配置すること。なお、可動扉等により、利用者が使用できる範囲を変更する等の運営が想定される場合は、マグネット式サイン等を活用する等し、利用者に分かりやすい案内・誘導等が行えるようにすること。
- サ 各室に室名札を設置すること。また、室名、設置場所、大きさ、表示内容等は、市との協議によるものとする。
- シ サインデザインは、今後修正が可能なよう市に編集可能なデータで提出するとともに著作権は市に帰属させること。

(10) 設備計画

ア 共通事項

- (ア) 総合的・経済的な検討を行って整備すること。
- (イ) 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- (ウ) 高調波抑制対策に努め、受変電設備・設備機器に必要な対策を講じること。
- (エ) 「建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和 3 年度版）」、学校保健法に基づく「学校環境衛生基準」、「学校給食衛生管理基準」に準拠し、次の項目を考慮した上で、電気設備、給排水衛生設備、空気調和・換気設備の計画を行うこと。

イ 電気設備計画

(ア) 共通事項

- a 施設の適合性、保守管理の容易性、災害時の対応等を総合的に判断し、機器選定を行うとともに、安定した電力供給システムを構築すること。
- b 環境への配慮と省エネルギー性を考慮したシステムとすること。
- c 災害時、設備更新時の電氣的なバックアップについて考慮すること。
- d 外部に設備機器を設ける部分は、雨や強風等により機能が損なわれないよう、十分配慮すること。また、外部からの見え方にも配慮し、目隠し等を設けること。
- e 高所に配慮した器具は容易に保守管理できるようにすること。
- f ケーブルは、環境に配慮したエコケーブルを採用すること。

(イ) 電灯設備

a 幹線設備

- 利用形態に合わせ、ゾーン別に幹線系統を明確化し、維持管理を容易に行えるようにすること。また、各系統別及び小学校、生涯学習センター、児童館、福祉会館、トワイライトスクールの別（以下「用途別」という。）に消費電力量を把握できるようにすること。
- 将来の幹線増設が行いやすいよう、増設スペースを見込むこと。
- ケーブルラック、配管仕様については、施工場所の耐候性を考慮して選定すること。
- 学校エリアと市民利用施設エリアは、別系統として計画すること。

- 地下1階レベル又は1階レベルが浸水した場合であっても、上階において電力が使用可能なよう系統分けを行うこと。

b 動力設備

- 動力盤配置計画は、保守性や将来の拡張性も考慮すること。
- 空調機、ポンプ類、エレベーター等、電力が必要な設備に電源を供給すること。
- 動力制御盤の機器の警報は事務室で受信できるようにすること。
- ポンプ室異常の一括警報を職員室の警報盤に表示すること。

c 電灯設備

- 電灯盤配置計画は、保守性や将来の拡張性も考慮すること。
- 照明器具は、装飾的照明と機能的照明に区分し、諸室の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行うこと。
- 省エネルギー・高効率・高寿命タイプ（LED照明等）を利用するとともに、維持管理の容易なものとする。
- 器具の種別を最小限とすることにより、維持管理を容易なものとする。特に高所に設置するものについては、落下防止等の安全対策や点検用歩廊、電動昇降装置等により保守が行いやすい計画とすること。
- 照明設備は、事務室から一括管理できるようにし、各部門（学校、生涯学習、児童館、福祉会館）ごとに制御できるようにすること。
- 点滅区分を適正にして、こまめな消灯ができること。
- トイレ、非常階段等の人通りが少ない場所等については、人感センサー等を有効に利用することにより消費電力の低減に努めること。
- 照度センサー等により、昼間の消費電力を低減する工夫を行うこと。
- 防犯、安全等を考慮した屋外照明設備を設置すること。なお、点滅方式は、外光・人感による自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。
- 屋外照明については、光害に配慮すること。可能な範囲で色温度の低い落ち着いた色のある照明を工夫すること。
- 学校エリアの外灯は、2教室に1灯程度計画する。
- その他、必要に応じて保安照明を設置すること。
- コンセント設備は、各諸室の用途に適した形式・容量を確保し、それぞれ適切な位置に配置すること。共用部においては、コンセントカバー（鍵付き）を設定すること。
- 屋外掃除用コンセントとして、建物外周35m程度に1か所防水コンセントを設置すること。また、屋内側に小型安全ブレーカを設け回路は最寄り分電盤よりELB回路で送ること。
- 保守管理に必要なコンセント（防水カバー、鍵付き）を屋外に設けること。

d 雷保護設備

- JIS規格に基づき、雷保護設備を設置すること。なお、雷保護設備の規格は、JIS A 4201-2003を用いること。

e 接地

- 接地は、統合接地方式とする。

(ウ) 受変電設備

- 負荷系統に適した変圧器構成とすること。
- 保守停電時のバックアップ送電に留意すること。
- 点検等による停電が短時間で済む工夫をすること。

- 受変電設備は、閉鎖型とし屋上又は電気室内に設置すること。
- 電気室は、保守性や将来の負荷の拡張性も考慮すること。
- 省エネルギーを考慮して、超高効率用の変圧器を計画すること。
- 電源設備は、通信・情報・音響等に高調波等の影響を及ぼさないこと。
- 受変電設備の更新時には、停電により施設が使用できない期間が最小となるように計画すること。

a 高圧受電設備

- 高圧 6.6kV 回線受電方式とする。

b 高圧幹線設備

- 6.6kV 高圧幹線とする。

c 電力監視設備

- 事務室に設置し、受変電設備、発電設備、直流電源装置の警報監視・電力デマンド監視の監視操作卓、グラフィックパネル・コントローラー等を含めたシステムを整備する。

(エ) 電力貯蔵設備

a 直流電源装置

- 受変電設備制御用と非常照明用とは別々に設けること。

b 無停電電源装置

- 情報通信設備及び機械警備設備等の主要機器に対する瞬時停電対策用として設置すること。

(オ) 発電設備

a 非常用発電設備

- 非常用発電設備は、「消防用（非常用）」の機能を有すること。
- 発電機の燃料種は、軽油とすること。
- 消防用（非常用）は、建築基準法における予備電源の機能及び消防法における非常電源の機能を有することとする。また、長時間の連続運転が可能なものとする。消防用（非常用）負荷は、下表による。
- 起動時の信頼性は高く、運転時の出力は安定した設備とすること。
- 騒音、振動、排気ガス、燃料、冷却水、ランニングコスト等について検討し、必要な対策を講じること。
- 事務室にて遠隔操作ができるようにすること。
- 発電機の燃料タンクは、災害時には自動ポンプにより給油できるようにすること。
- 発電機の起動停止、異常、燃料タンク残量低下、ポンプ故障等の警報は事務室で受信できるようにすること。
- 給油口付近には、給油作業が行い易いように適切な照度を確保すること。
- 保安用負荷については、発電機接続盤より給電可能な回路とすること。

表 2-8 発電設備に接続する負荷

負荷の用途	負荷の種類	負荷の内容
防災用負荷	非常電源が必要な防災設備・消防設備一式 (排煙機、屋内消火栓ポンプ、屋外消火栓ポンプ、スプリンクラー設備、非常照明、誘導灯、自動火災報知設備、非常放送設備、直流電源装置等を想定)	全数
発電機運転に必要な負荷	発電機室給排気ファン(屋内設置の場合) 発電機補機 (燃料移送ポンプを含む。)	全数
保安用負荷	照明	「別紙 07 諸室性能リスト」による
	通信、連絡用機器	「別紙 07 諸室性能リスト」保安用照明設置室における通信、連絡用機器
	情報処理装置	別紙 07 諸室性能リスト」保安用照明設置室における情報処理装置
	換気設備	「別紙 07 諸室性能リスト」による
	空調設備	「別紙 07 諸室性能リスト」による
	給水・排水ポンプ	全数
	昇降機設備	市民利用施設用
	コンセント	「別紙 07 諸室性能リスト」による。

b 太陽光発電設備

- 屋上に太陽光発電設備 30kW 以上を設置すること。また、計測監視装置を職員室に設置すること。
- 体育館(カンガルーボックス内)、体育館放送室、避難者支援室に自立運転用コンセントを設置すること。
- 近隣住民への光害とならないよう、太陽光パネルは低反射型とすること。
- 児童の目に触れやすい場所に表示装置を整備し、自然エネルギーの利用、啓発に役立つよう配慮すること。

(カ) 弱電設備

a 構内情報通信設備

- マルチキャリア対応とすること。
- 光回線引込対応とし、MDF 盤より事務室等必要箇所までの光配線ルートを構築すること。
- 構内に敷設する LAN ケーブルは、カテゴリ 6A とする。
- 本市が学校教育のために整備している専用ネットワークシステム(以下「名古屋市教育情報ネットワークシステム」という。)を活用し、学校エリア内のどこでも児童全員が一斉に各自の端末を使用し、インターネット上にある動画(NHK for School や YouTube 等)の再生や web 会議システムの利用が円滑に行えるような無線通信環境を整備すること。また、必要な配管配線、電源及び通信機器を含む設備等を整備すること。整備に必要な仕様・位置は、通信事業者と調整を行ったうえで施工を行うこと。さらに、整備する通信機器については、いずれも開校後から最低 5 年間のハードウェア保証を備えるとともに、保守管理(ネットワークトラブル対応を含む。)が簡便に行えるようなソフトウェアを併せて導入すること。想定最大使用人数は、400 人程度とする。
- 各教室(特別教室を含む。)において、教員及び児童が使用する端末の画面を、

無線で大型提示装置への投影が遅延なく行うことができる装置及びソフトウェアを導入すること。

- スイッチングハブについては、10Gbps 対応のポートを 1 以上備えたものを最低 1 つ設置し、それを基幹とした校内ネットワークを構築すること。その際に、情報コンセントや無線 LAN アクセスポイント等の設置箇所までに信号が減衰することのないよう適切な対応を行うこと。
- 各階各所に整備する HUB 盤は、施錠できる設備とすること。
- 各 EPS 内は機器発熱、放熱、埃・粉塵の対策を施し、電源コンセントを確保すること。
- 情報コンセントを整備する諸室は、「別紙 07 諸室性能リスト」を参照し、複数のネットワークにも対応すること。また、名古屋市教育情報ネットワークシステム配下においては、諸室のみでなく廊下等の共用スペースにおける無線通信の利用を可能とすること。その際、通信機器同士が電波干渉を生じさせないような設定・構成を行うこと。さらに、ネットワーク内への侵入を遮断するための物理的・技術的保護対策を施すこと。
- ケーブルラック等は、LAN 用、電話用、その他弱電用等として、各々分けて計画を行い、また電源ケーブルと干渉しないような配置計画とすること。
- 各諸室に配置する情報通信設備は、使用目的・機能・性能を満たした設備とすること。
- 名古屋市教育情報ネットワークシステム配下以外においても、無線 LAN 接続により利用者がインターネットにアクセスできるように必要な配管配線、電源及び通信機器を含む設備等を整備すること。整備に必要な仕様・位置は通信事業者と調整を行った上で施工を行うこと。想定最大使用人数は、200 人程度とする。
- 詳細な仕様については、基本設計及び実施設計時に市と協議を行うこと。

b 構内交換機設備

- 外線及び内線通話を基本とすること。
- 学校用、市民利用施設用、健康相談室用、非常通報用等の 5 回線以上を引き込むこと。
- 原則としてダイヤルイン方式とし、「別紙 07 諸室性能リスト」を参照し、各諸室に必要な応じて電話端子を設置すること。
- 停電対応型の多機能電話機を 4 台以上設置すること。
- 構内交換設備のシステム形式は、停電補償 3 時間以上のデジタル PBX 方式とすること。
- 各諸室への内線電話の設置については「別紙 07 諸室性能リスト」を参照すること。
- 施設全体の構内電話交換設備に接続可能なシステムとすること。詳細な仕様については、基本設計及び実施設計時に市と協議を行うこと。
- 局線については複数の通信事業者の引込み経路を確保するものとし、光ケーブル及びメタルケーブルの引込みができるものとする。なお、引込み経路については局線と同程度の予備経路を本引込みとは別ルートで設けるものとする。
- 電話交換機は、事務室に設置すること。
- 携帯電話の不感知エリア対策工事用の配線経路、機器スペース及び電源の確保

を行うこと。

- 構内交換装置は次のとおりとする。
 - ① 通話方式は、ダイヤルイン方式とし、中継台方式にも対応可能とする。
 - ② 施設内のすべての内線電話機（別工事で設置するものを含む。）と内線での相互通話が行える機能を設けること。
 - ③ 通話者が通話中の相手に対して、任意に保留音の送出ができる機能を設けること。
 - ④ 受話器外し及びダイヤル途中放棄の場合、一定時間経過後に自動的に警報音の送出を当該内線電話機にて行う機能を設けること。
 - ⑤ 内線電話機を呼び出す際、該当内線が通話中であれば、グループ内の空き内線電話機に自動的に転送し呼出しを行う機能を設けること。
 - ⑥ グループ内のいずれかの内線電話機へ着信があった場合、グループ内の他の内線電話機から応答できる機能を設けること。
 - ⑦ 内線電話機にて特定の番号を入力することにより、あらかじめ登録された内線番号及び外線番号への発信ができるものとし、また、内線電話機ごとに外線番号及び内線番号の登録・変更が容易にできる機能を設けること。
 - ⑧ 内線電話機ごとに国際、市外、市内への外線発信制限の設定及び変更ができる機能を設けること。
 - ⑨ 着信した外線にて通話中の通話者が、任意の内線電話機にその外線通話を転送し、転送先の内線電話機で継続して通話を行える機能を設けること。
 - ⑩ リダイヤル機能を設けること。
 - ⑪ 混雑時や業務終了、休日等に自動でメッセージによる対応が可能なよう音声応答装置を設けること。
 - ⑫ ナンバーディスプレイとすること。

c 情報表示設備

- 主要行事の案内等の文字情報を表示する表示装置を事務室に整備し、モニターをホール等利用者に分かりやすい場所に配置すること。
- 利用者状況等の情報がわかる情報モニターを交流ホールの見やすい位置に設置すること。
- 情報モニター等の設置場所から情報入力作業を行う場所までの配管・配線を行うこと。

d 拡声設備

- 放送設備（非常放送、一般兼用）を設置し、事務室で一括管理できる設備とすること。また、学校エリア内は職員室から校内放送を行える設備とすること。
- 校外放送用のマイクジャック盤を適宜設置すること。
- 緊急地震速報内蔵型の非常放送設備とすること。
- デスク型アンプ（定格出力 240W 以上）を学校エリア放送室及び体育館放送室に設置すること。

e 誘導支援設備

- 将来の設備更新時においても安価で変更可能な設備とすること。
- エレベーター、トイレ、シャワー室等に非常呼出しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と警報音等により、小学校エリアにおけるものは職員室へ、市民利用施設エリアにおけるものは事務室に知らせる呼出表示盤を設置すること。

f テレビ共同受信設備

- 「別紙 07 諸室性能リスト」において指定した諸室にテレビ端子を設けて、地上デジタル放送・各種ラジオ番組を受信可能な設備を設置すること。
- テレビを整備する諸室は、「別紙 07 諸室性能リスト」を参照し、取付方法は原則として、壁掛け又は天井吊とすること。

g テレビ電波障害防除設備

- 本施設の整備に伴い、近隣に電波障害が発生した場合は、テレビ電波障害防除設備を設けること。

h 管理用カメラ設備

- 施設内外の防犯監視情報を統括するシステムを構築すること。
- 施設内外に設置する管理用カメラは、録画機能を有するものとし、建物外の四周、敷地入口、職員・来客用玄関、昇降口、交流ホール、エレベーター内、ポーチ、プレイヤード、正門、運動場、建物駐車場、平面駐車場及び駐輪場が死角なく見渡せるように設置し、市民利用施設エリア及び平面駐車場のカメラは事務室、小学校エリアのカメラは職員室で映像を見ることができるようになること。詳細な設置場所については、事前に市と協議すること。なお、設置台数・場所について、合理的な理由で市が追加要求した場合は、本事業に含めるものとし、要求水準の変更の対象とはならない。
- 平面駐車場に設置するカメラの映像を伝送するにあたり、サブグラウンドにネットワーク回線等の引込みが必要な場合には、事業者にて引込みを行うこと。なお、引込みに必要な費用は本事業に含む。

i 防犯・入退室設備

- 非常通報装置、連絡用インターホン、入退室管理システム等を設置し、施設内の防犯管理設備を計画すること。
- 非常時に警報を要する設備については、事務室に通報可能とすること。
- 別途機械警備設置工事に必要な配管及び電源を構築すること。詳細は、事前に市と協議すること。

j 電気時計設備

- 電気時計設備は、親時計(時刻自動修正機能付)を事務室に設置し、施設内要所に子時計を設置すること。なお、電気時計設備は、親時計・子時計に替えて、電波時計とすることも可能とする。

k 非常呼出し設備

- 名古屋市「福祉都市環境整備指針」に基づき設置する。なお、「福祉都市環境整備指針」の「◎ 整備や配慮が必要な内容」のみならず「○ 整備や配慮をしていくことが望ましい内容」も遵守すること。
- 呼出表示盤を事務室に設置すること。

(キ) 防災設備

- 関係法令及び所轄消防署の指導に従い、各種防災設備を設置すること。
- 事務室に主防災監視装置を設置し、施設内の防災情報を統括するシステムを構築すること。
- 防火・排煙制御設備は、事務室内に設置する自動火災報知設備の総合操作盤と統合したシステムとすること。

a 自動火災報知設備

- 自動火災報知設備は総合操作盤とし、感知器は発報場所が特定できる方式とす

ること。

- 感知器が発報の際は、受信機の画面平面図上に発報した感知器の位置をポップアップで表示すること。
- 天井裏に設置する場合は、自動試験機能付とする。
- 非常放送と連動し、非常放送により警報を発すること。

b 非常警報設備

- 関係法令及び所轄消防署の指導に従い、各種設備を設置すること。

(ク) 外構設備

a 電力引き込み

- 電力会社と協議の上、既設 6.6kV1 回線受電方式の引込線を更新すること。
- 引込負担金が発生した場合は、事業者の負担とする。
- 工事車両乗り入れの際に既設電力柱及び電信柱が支障する場合は、移設又は共架を行った上で撤去等を行うこと。その際の電力会社及び通信会社との協議調整と工事負担金は、事業者の負担とする。
- 高圧気中開閉器は新設又は更新とする。

b 地中埋設管路・配線

- 地中埋設の管路は、設備の新設等により、必要な管路（配線を含む。）を新設すること。
- 既設配管・配線について使用する場合には、配線及び配管も更新すること。

c 外灯設備

- 外灯照明については、光害に配慮すること。

(ケ) 搬送設備

a 昇降機設備

- 利用者の移動が円滑となるよう、ユニバーサルデザイン対応とし、各種法規に準拠したエレベーターを学校専用、市民利用施設用との共用の計 2 基設けること。なお、市民利用施設用エレベーターのかごの内装は、福祉都市環境整備指針に沿った仕様とし、荷物搬出入時に防護カバーが容易に脱着できるような仕様とすること。
その他の仕様は、次のとおりとする。
なお、学校専用エレベーターは、屋上にも着床させること。
 - 人荷共用 15 人乗り以上（ストレッチャー対応） 1 基（市民利用施設用）
 - 人荷共用 2,000kg 程度（ストレッチャー対応） 1 基（学校専用）
- 学校専用エレベーターは、給食配膳用を前提とし、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 69 号）」の建築物移動等円滑化誘導基準に準拠し、車いすが利用できる仕様とすること。なお、学校専用エレベーターは、給食配膳計画から、2 方向出入口型も可とする。
- 学校専用エレベーターの壁面には、給食運搬用ワゴンによる衝突防止用のプロテクターを適切な高さに設置すること。また、エレベーターで使用する給食運搬用ワゴンの重量は、250kg 以下とする。
- 緊急地震速報の信号を受信し管制運転できるようにすること。
- 市民利用施設用エレベーターは、時間帯により事務室から着床不可とする等制御可能な仕様とすること。なお、市民利用施設用エレベーターについても動線計画から、2 方向出入口型も可とする。

- かご内のインターホンは、学校専用は職員室に、市民利用施設との共用は事務室に移報できるようにすること。
- 体育館（学校）のステージに車いすで昇降できるように段差解消機を設けること。
- エレベーター監視盤を事務室に設置すること。
- 市民利用施設用エレベーターのかご内には、フロア案内掲示板とは別の A0 サイズ以上の掲示板を設置すること。
- 円滑な利用と、利用者同士の衝突防止のため、エレベーターの搬入・搬出口の前に適切な面積のたまり空間を整備すること。

ウ 空調設備計画

（ア）共通事項

- オゾン層破壊防止、地球温暖化防止等地球環境に配慮し、省エネルギー化を目指すこと。
- 安全性、将来性を考慮し、各諸室の用途・使い勝手・使用時間帯に適した空調システムを選定すること。
- 熱源機器配置の集約化や自動制御設備等を導入し、維持管理及び運転管理が容易なシステムとすること。
- 大気汚染防止法の特設施設に該当する機器を設置する場合は、煙道に排ガスの測定口及びばい煙濃度計を設けること。また、測定口は測定用の機器が容易に設置できる場所とすること。
- 主要な機器類（空調、換気、排煙、自動制御等）は、室内設置とし、将来の機器更新等に対応可能な余裕のある設備スペースとすること。
- 外部に設備機器を設ける部分は、雨や強風等により機能が損なわれないよう、十分配慮すること。
- 各諸室に要求される静寂性を確保すること。
- 設備方式、使用機材及び器材は、耐久性、信頼性、耐震性があり、長寿命、維持管理、省資源、省エネルギーに配慮したものとする。
- 機器更新時を考慮した配置計画とすること。
- 地震時等の二次災害防止に配慮した計画とすること。
- 諸室環境に応じた適切な計画を行い、結露防止や防カビ対策を行うこと。

（イ）空調設備

- 快適な室内環境が確保できるよう計画すること。
- 省エネルギーを考慮し、居室には全熱交換器を設置すること。
- 各諸室（小学校）の空調管理は職員室で行い、各諸室（市民利用施設及び共用部）の空調管理は事務室で行えるようにすること。また、各諸室においても管理できるものとする。
- エアコンや空気調和機等に搭載されるフィルター・Vベルト等は清掃・交換時の運転が可能となるように1台につき予備を1セットずつ納品すること。
- 天井カセット型エアコンやファンコイルユニット等の天井面に設置する空調設備については、フィルターの清掃性を考慮し、自動昇降機能を有するものとする。
- 学校及び生涯学習センターの体育館については、停電対応型 GHP により空調を行い、都市ガス断絶時においても、72 時間以上、LP ガスに燃料の切替が可能とすること。

(ウ) 換気設備

- a 各諸室の用途、目的に応じた換気システムとすること。また、シックハウス対策に配慮した換気計画とすること。
- b トイレの排気は、専用の独立した換気設備とすること。その他臭気や空気汚染のおそれのあるエリアは、個別設備とすること。

(エ) 排煙設備

- a 関係法令に従い、排煙設備を設置すること。
- b 諸室環境に応じた適切な排煙方式を選定すること。
- c 機械排煙とする場合の排煙口は、維持管理の容易性を考慮し、自動復帰型とすること。

(オ) 自動制御設備

- a 空調設備全体の運用に対し、適切なゾーニング計画に基づく適正な温湿度管理、空気質の管理が行えるシステムとすること。
- b エネルギー管理システム BEMS 等を導入すること。
- c 事務室に中央監視装置を設置し、防災設備が適切に連携されたシステムとすること。また、職員室にもサブ監視 PC 等を設置する等して、職員室においても監視が可能となるようにすること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。
- d 事務室において設備機器類の日常運転や維持管理・異常警報等の監視システムを計画すること（受変電設備を含む。）。また、職員室にもサブ監視 PC 等を設置する等して、職員室においても監視が可能となるようにすること。
- e 用途別に光熱水の使用量が計量及び記録できるようにすること。
- f エネルギー使用の見える化や節電対策が図れるシステムを導入すること。

エ 給排水衛生設備計画

(ア) 共通事項

- a 利用者の快適性、耐久性、保守管理の容易さに優れた機器及び器具とすること。
- b 配管は、合理的なルートとなるよう計画し、経済性や維持管理のし易さに配慮した計画とすること。
- c 諸室環境に応じた適切な計画を行い、結露防止や防カビ対策を行うこと。
- d 給排水等の配管改修時に施設運営の影響が少ない計画とすること。
- e 地震時等の緊急時への対応及び二次災害防止に配慮した計画とすること。
- f 外部に設備機器を設ける部分は、雨や強風等により機能が損なわれないよう、十分配慮すること。
- g 給水埋設配管は耐震性を考慮し、配管種は配水用ポリエチレン管（JWWA K 144 又は PWA001, 005）とすること。
- h 給水管の耐震化を目的として、現状の給水引き込み管は撤去し、新規で GX 管等の鋳鉄管を用いて給水を引き込むこと。
- i 老朽化した排水管の更新を目的として、現状の排水管及び排水桝は撤去し、新規で排水管の下水取り付けを行うこと。

(イ) 給水設備

【上水】

- a 必要箇所に必要水量、水圧が定常的に確保できるシステムとすること。
- b 給水方式は、衛生的かつ合理的で経済性に優れた計画とすること。
- c 受水タンクには、感震器連動の緊急遮断弁及び給水栓を設けること。

- d 名古屋市上下水道局「給水工事施行基準」の関係要綱等「小中高等学校及び子どもが使用する施設の直結給水化にかかわる特例措置」を適用し、関係機関が許可する範囲で最大限直結給水を実施すること。

【雑用水】

- a 雑用水と上水で水源を分ける場合は、雑用水配管と上水配管で配管種を分けることによりクロスコネクションの防止を行うこと。
- b 散水栓やトイレの洗浄水等中水利用が可能な範囲には、雨水利用を図ること。

(ウ) 給湯設備

- a 給湯設備を設置することとするが、設備の種類については事業者の提案による。
- b 維持管理及び更新を考慮し、給湯設備から供給場所までが近距離となるような配置を計画すること。

(エ) 排水通気設備

- a 施設内で発生する各種の排水を速やかに公共下水道に排出できるものとする。
- b 排水配管は、排水トラップの破封及び逆流等が生じないように、適切に通気設備を設けること。
- c エアコン室内機、ファンコイル等まわりのドレン管の口径は、スライムを考慮して 32A 以上とする。エアコン室内機、ファンコイルユニット等の横引きドレン管がつまった時の清掃用に横引きドレン管の末端には掃除口および天井点検口を設けること。
- d 排水配管（ポンプアップ配管に限る）は、耐震性を考慮し、下水道用ポリエチレン管（JSWAS K-14）とすること。
- e 敷地内において災害時にマンホールトイレが利用可能なマンホールを 5 か所設けること。

(オ) 衛生器具設備

- a 衛生的で、障害者や高齢者等にも使いやすく快適性の高い器具を採用すること。
- b 省エネルギー・省資源にも積極的に配慮した器具を採用すること。
- c 洋式便器（バリアフリートイレを除く。）は、掃除口付の連続使用可能なタンク式であって壁掛け型とし蓋ありの温水洗浄便座付とすること。ライニングにタンク点検用の十分な大きさの点検口を設けること。洗浄ボタンは自己発電タイプとすること。温水洗浄便座のリモコンは壁付け自己発電タイプとし、擬音装置が内蔵されているものとする。紙巻器は棚付き 2 連のものとする。
- d 小便器は自動洗浄とすること。洗面器は自動水栓とし、電気温水器等により温水が使用可能とすること。
- e 各ブース内に L 字型手すりを設けること。
- f 「バリアフリートイレ」は各階に設置し、そのすべてにオストメイト用設備を設けること。
- g 「男女共用で利用できる広めのトイレ」を市民利用施設に 1 か所設け、シャワーユニット及び更衣スペースと一体的に確保すること。

(カ) 雨水流出抑制施設

- a 雨水流出抑制対策要綱及び雨水流出抑制施設設計指針に基づき、必要に応じて雨水流出抑制施設を設けること。
- b 必要なポンプを設置すること。

(キ) その他設備

a ガス設備

- ・必要箇所に、必要容量のガスを、安全性を確保した上で供給できるシステムとすること。
- ・ガスメーターは、市民利用施設については管理用・空調用・体育館空調、学校施設については管理用・空調用・給食調理場用・体育館空調用に分けて設置すること。

b 消防設備

- ・関係法令及び所轄消防署の指導等に従い、適宜設置すること。なお、特例申請は行わないものとする。

(11) 外構計画

ア 植栽

- ・本敷地内の緑化については、「緑化地域制度マニュアル」（名古屋市緑政土木局）に基づき、計画を行うこと（設計段階で関係部署と協議・相談をすること）。なお、本施設は「名古屋市緑のまちづくり条例」により、緑化率 5% 上乗せの対象となるため、これを遵守すること。ただし、芝生張りを主体とした緑化率の確保は行わないこと。
- ・周辺環境に調和した緑化空間を形成すること。
- ・利用者が緑を実感できるようにするとともに、周辺地域へ配慮した計画とすること。
- ・樹種の選定に当たっては、剪定や刈込の必要性が少ない樹種を選定する等、維持管理費用が少なくなるよう工夫をすること。
- ・灌水設備や縁石、支柱等により樹木等の生育が適正に確保されるものとする。
- ・自動散水設備の設置や周囲に作業スペースを設ける等、容易に維持管理ができるよう工夫すること。
- ・車両出入口付近等の植栽については、運転手の視認性を低下させないよう配慮すること。

イ 運動場

- ・日照、採光を考慮し、敷地南側に配置すること。
- ・70m 直線路及び 120mトラック（グランドマーク等含む。）が確保できる広さ及び形状とすること。
- ・運動場の一面にクラブハウス、体育器具庫、屋外便所、備品倉庫を整備すること。
- ・ドライエリアに面する箇所には、落下防止の手摺等を設けること。
- ・改良土等水はけのよい表層材とし、周辺に対する砂埃の飛散防止効果が見込める材料を選定すること。
- ・運動場周囲に SUS 細目ノンスリップグレーチング蓋付側溝等を設けること。なお、側溝は、車両の進入を考慮した耐荷重性を有するものとする。
- ・トラック、遊具等施設の整備については、協議の上、配置計画すること。
- ・遊具等（鉄棒、ジャングルジム、雲梯、はん登棒、砂場等）は、事故防止を図るため、（一社）日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014）」に適合した安全性に優れたものを整備すること。
- ・運動場周囲には、防球ネット（H=10m）及び砂防ネット、落下防止の（周辺への配慮として目隠し効果のある）柵を整備すること。なお、校舎側は防球ネットの代わりにガラスを強化合せガラスにする等耐衝撃性を有する仕上げとすること。

- ・バックネット（H=6m）、国旗掲揚塔（H=11m、2本）、百葉箱、学年花壇を整備すること。
- ・昇降口付近と保健室の外部出入口付近に手洗い・足洗い場を設けること。
- ・適宜散水栓、水栓柱を設けること。
- ・建物外壁の号令台付近にマイクジャック盤（コンセント 2P×2E 付、マイクジャック×1、映像×1、音声×2）を設けること。
- ・運動場に向かって建物外壁より屋外スピーカーを設置し、付近建物、近隣施設に向かっているスピーカーは指向性スピーカーとする。
- ・運動場から見える位置に屋外子時計（φ700 以上・SUS 防水型）を建物外壁に設置すること。
- ・緊急車両（消防車、救急車等）、工事車両（大型トラック等）等の車両が、周辺道路から運動場に乗入れるための出入口、車路等を整備するとともに、運動場、車路等において緊急車両等の乗入れに対する耐積載性能等を備えること。

ウ 屋外階段・正門

- ・小学校の顔となるよう敷地東側に正門を整備し、2 階昇降口へと上がる屋外階段を整備すること。
- ・児童の登校及び避難の主動線となるため、安全性・利便性に最大限配慮し計画すること。
- ・屋外階段は、正門と 2 階昇降口との動線が短くなる位置に設置すること。
- ・正門は、美観や耐久性等に配慮した門扉（レール等を含む。）を設置すること。
- ・登校時の集中利用や低学年の利用等に配慮し、正門、屋外階段及び正門から 2 階昇降口までの動線は、十分な幅員を確保及び段部は蹴上・踏面・蹴込み寸法等に最大限配慮すること。
- ・屋外階段は、降雨・降雪時にも転落・転倒の防止にも配慮し、安全な設えとすること。
- ・学校用とは別に、トワイライト専用の片開き袖扉も設けること。
- ・正門脇には、学校専用の片開き袖扉を設けること。
- ・正門には、職員室で管理できる管理用カメラを設置すること。
- ・学校用袖扉には、職員室につながるモニター付きインターホン、電気錠を設置すること。
- ・トワイライト用袖扉には、プレイルーム事務室とつながるモニター付きインターホン、電気錠を設置する。

エ 歩行者用通路

- ・原則として車路と歩行者用通路を分け、できる限り交差させないこと。やむを得ず交差が生じる場合は、明確な横断通路の設置や見通しを確保する等安全に配慮した計画とすること。
- ・利用者動線における舗装仕上げ材は、降雨、降雪、凍結等による歩行者等の転倒を防止するため、濡れても滑りにくいように表面を粗面又は滑りにくい材料で仕上げることにし、必要に応じて庇等を設置すること。
- ・建物の敷地南側道路に面する外構には、車いすでのすれ違いが可能な歩道状空地（幅員 2m 以上）を設けること。

オ 車路

- ・車両の通行により沈下、不陸及び段差等が生じない構造とすること。
- ・車両が無理なく通行できる車路幅を確保すること。車両が安全かつ円滑に通行で

きるように、舗装面への白線引きや案内標識等を適宜計画すること。なお、ポーチにおいては、滞留車両がある場合にも通行可能なよう十分な広さを確保すること。

- ・舗装は通行する車両の種別に応じて適切な舗装仕上げとし、マンホール、雨水枥及び側溝の蓋等も含め耐荷重性能等適切な計画とすること。また、通行により舗装面が傷つかないものとする。
- ・適切な排水性能が継続的に確保でき、環境配慮に努めた舗装の仕様とすること。
- ・施設のメンテナンス等も考慮し、適切な位置に車路を設けるとともに十分な幅員を確保すること。
- ・安全性を確保するため、カーブ部に十分な車路の幅員を確保するとともに、見通しを良くして死角を無くすように努め、必要に応じてカーブミラーを設置すること。
- ・車路に傾斜部を設ける場合は、横断断面を 17%以下かつ可能な限り緩勾配とすること。

カ 建物駐車場

- ・敷地の車両出入口は、道路から分かりやすく、安全を考慮した位置に設けるとともに、出入り等が分かるように見通しを確保すること。
- ・建物の敷地内に市民利用施設車いす使用者用を 4 台、学校給食用物資搬入車用 1 台、学校緊急用 2 台を設けること。
- ・学校給食用物資搬入用は、給食調理室出入口付近に設置し、出入口との段差を無くするとともに、2 トン冷凍冷蔵庫 1 台が駐車できるスペースを確保すること。また、夜間の作業に支障がない位置に外灯を設置するとともに、雨天時に学校給食用物資が濡れないよう車両の規格に配慮した屋根若しくは庇を設けること。
- ・夜間の作業音が周辺環境へ騒音とならないよう駐車スペースの位置、遮音壁の設置等対策を行うこと。
- ・学校緊急用は、職員用玄関付近に 2 台分のスペースを確保すること。
- ・駐車スペースは乗降しやすい広さを確保すること。また、災害時の救援物資集積場所となるスペースを確保すること。
- ・車いす使用者用は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）に規定する建築物移動等円滑化誘導基準及び関係法令等に適合するよう、安全性・利便性を考慮した位置に設置すること。また、車いす児童の送迎に配慮した動線を確保すること。
- ・舗装は、通行する車両の種別に応じて適切な舗装仕上げとし、マンホール、雨水枥及び側溝の蓋等を含め、耐荷重性能等適切な計画とすること。また、通行により舗装面が傷つかないものとする。
- ・適切な排水性能が継続的に確保でき、環境配慮に努めた舗装の仕様とすること。
- ・車両の回転半径や全高等を考慮すること。
- ・搬出入車両の滞留スペースに十分考慮して計画すること。
- ・市民利用施設の車いす使用者用の駐車スペースは、1 台ごとに明示し、車止めを設けるとともに、駐車区画線、ナンバリング等の路面標示を施すこと。また、時間外の車路への進入を防ぐため、上下可動式バリカーを設けること。
- ・市民利用施設用の車いす使用者用の駐車スペースには、入口表示灯、満空表示灯、出庫注意灯等、入出庫口において満空状況や車両の通行等を運転者や通行者に分かるよう表示装置を設けること。

- ・適切な箇所に給排水設備を設けること。
- ・建築物、周辺環境及び駐車スペースに調和した外灯計画とすること。外灯は、自動点滅器及び時間点滅が可能な方式とすること。
- ・駐車スペースの平均照度を 10Lx 以上とすること。

キ 平面駐車場

- ・橘小学校のサブグラウンドに 35 台以上で可能な限り多くの台数の平面駐車場を整備すること。
- ・学校用の月極駐車場と市民利用施設用の有料駐車場で構成し、それぞれの台数及び配置については、設計時に市と協議を行うこと。
- ・高齢者や乳幼児、障害者・児が利用することを踏まえ、安全性及び利便性に配慮した構造・設備とすること。
- ・ゲート式駐車場とし、敷地内においてイベント等を開催することができるよう、地面に突起物がないようにすること。ただし、安全性に配慮し、車止めを設置するものとし、車止めは外周部を除きイベント等の開催時には容易に脱着できる仕様とすること。詳細な仕様については、基本設計及び実施設計時に市と協議を行うこと。
- ・入出庫は、北側道路からとし、それに伴う歩道の切り下げ及びガードレールの撤去について、道路管理者の協議も含めて本事業にて行うこと。
- ・敷地四周をフェンス（H=1.8m）で囲い、歩行者用の出入口を設けること。
- ・事務室に満空状況の確認及び警報の受信のための監視設備を設けること。なお、休館日や夜間の利用停止、イベント等に備え、手動で満車状況となるよう事務室から遠隔操作が可能なものとする。
- ・全自動精算機及び駐車券発券機を設けること。磁気駐車券・定期券に対応したものとし、インターホンによる音声案内機能を備えること。認証機及びインターホン親機は、事務室に設置すること。
- ・料金徴収は、現地では行わない。事務室における料金徴収及び認証機によるシステムとすること。
- ・入口表示灯、満空表示灯、出庫注意灯等、入出庫口において、満空状況や車両の通行等を運転者や通行者に分かるよう表示装置を設けること。
- ・周辺道路の混雑回避のため、適切な表示等を設けること。
- ・駐車スペースに白線引きを行い、また学校用と市民利用施設用が分かるよう明示すること。
- ・車両の回転半径や全高等を考慮すること。
- ・舗装は通行する車両の種別に応じて適切な舗装仕上げとし、マンホール、雨水枳及び側溝の蓋等も含め耐荷重性能等適切な計画とすること。また、通行により舗装面が傷つかないものとする。
- ・雨水排水流出抑制に配慮し、排水設備を設けること。
- ・外灯計画は、周辺環境及び駐車場に調和したものとする。外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。平均照度は、10Lx 以上とすること。
- ・ゲートの遠隔操作、監視設備、インターホン、管理用カメラのためにサブグラウンドにネットワーク回線等の引込みが必要な場合には、事業者にて引込みを行うこと。なお、引込みに必要な費用は本事業に含む。

ク 車寄せ

- ・市民利用施設玄関付近に車寄せのスペースを確保すること。

- ・乗降中の車両がある場合にも他の車両が通行可能となる十分な幅員を確保すること。

ケ 駐輪場

- ・市民利用施設利用者用 67 台、小学校職員用 14 台以上の駐輪場を確保すること。別途バイクの駐輪（市民利用施設用 10 台、小学校職員用 3 台）スペースも確保すること。また、職員用に市民利用施設利用者が駐輪できないようエリアを分ける等の仕組みを設定すること。
- ・駐輪場は平面形式とし、白線表示を行う等自転車が整列かつ出し入れしやすいよう計画すること。ただし、台数確保のためやむを得ない場合、学校職員用はラック形式等とすることも可とする。
- ・雨天時に自転車が濡れないよう屋根若しくは庇を設けること。
- ・市民利用施設用と小学校職員用の駐輪場エリアは明確に区分し、それぞれの動線は交差しないようにすること。
- ・市民利用施設用と小学校職員用は異なる場所に設置することも可能とし、それぞれの出入口までの動線に配慮する。
- ・建築物や周辺環境及び駐輪場に調和した外灯計画とすること。外灯は、自動点滅器及び時間点滅が可能な方式とすること。
- ・駐輪場の平均照度を 3Lx 以上とすること。

コ ごみ置場

- ・「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」に基づき、小学校用と市民利用施設用に分けてごみ置場を設置すること。
- ・エリアを明確に分離することができれば、隣接して設けることも可能とする。
- ・敷地の車両出入口は、道路から分かりやすく、安全を考慮した位置に設けるとともに、出入り等が分かるように見通しを確保すること。
- ・ごみ収集車が横付けし、作業員が施設内に入らず作業ができるよう設置場所に配慮する。
- ・ごみ置場の位置や規模を工夫し、景観に配慮すること。
- ・事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び再利用可能な資源物ごとの保管場所を設けること。
- ・ごみ置場は、犬、猫、カラス等の小動物により荒らされないよう、適切な対策を行い、清潔に維持されるよう配慮すること。また、生ごみ等の保管場所については、臭気対策を講じること。
- ・バックヤードから利便性の高い場所に設置する等、ごみの搬出経路を考慮した位置に設置すること。
- ・ごみ置場周辺に作業スペースを設け、照明及び電源、給排水を整備すること。

サ その他

- ・経年変化、劣化、退色及び極度の汚染等がない計画とすること。
- ・汚れ防止を意識した素材やディテールを用いた計画とすること。
- ・消防設備を含む各種設備等についても、その位置や形状、材質や色彩等の外観は施設との調和に配慮し、施設全体として景観形成を図ること。
- ・歩行者用通路、車路及び植栽等の仕上げの見切りは、縁石を設ける等意匠的及び構造的に適切に処理する等、明確な歩車分離を図ること。
- ・本敷地の外周全てにおいて、必要となる交通標識や街路灯、L字型側溝等を整備すること。また、整備（移設を含む。）については、関係機関等と協議・手続き

を行い、適切に工事を実施すること。なお、当該協議・手続き及び工事等に必要な費用は事業者負担とする。

- ・敷地に対して盛土造成を行う場合は、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、搬出入等の機能面、法面処理や土留め擁壁等段差処理に対する意匠面等を総合的に勘案し、適切に計画すること。
- ・構内舗装・排水の設計に当たっては、「構内舗装・排水設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）」に記載されているものと同等以上であることを原則とすること。
- ・舗装の種類の選定に当たっては、アメニティ・景観等への配慮、排水負担の軽減等に配慮すること。
- ・国旗等掲揚金物を正門、職員・来客用玄関、市民利用施設玄関付近に整備すること。
- ・排水溝には全てグレーチング等の蓋を設置すること。グレーチング等の蓋の形状については、ピンヒールや硬貨等が落ちにくいよう配慮するとともに、落ちた場合には拾える構造とすること。なお、グレーチングには盗難対策を講じること。
- ・歩行者用通路等に側溝等を設ける場合は、化粧蓋とする等、景観面に配慮すること。また、各種マンホール蓋についても景観面に配慮し、化粧蓋とすること。
- ・階段その他段差を設ける場合において、段鼻は段の全長にわたって十分な太さで色彩、色相又は明度の差、輝度比等を確保すること。
- ・夜間等に敷地内へ無断駐車等されないよう、出入口には門扉又は車止めバリカーを設置すること。
- ・消防活動空地等、必要な機能を適切に確保するとともに、そこに至るアプローチも適切に確保すること。なお、敷地の車両出入口は、道路から分かりやすく、安全を考慮した位置に設けるとともに、出入り等が分かるように見通しを確保すること。
- ・トワイライトの出入口からプレイルームまでの動線は照明器具を設置して照度を確保すること。
- ・職員・来客用玄関及び市民利用施設玄関にステンレス製大型郵便受け（防滴型、鍵付き）を設置すること。

第3 統括管理業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

事業者が実施する設計業務、建設業務、既存施設の解体・撤去等業務、工事監理業務について、各業務を総合的かつ包括的に統括して管理できる体制を構築するため、事業者は、統括管理業務を実施する。

- ア 「本書及びその別紙のとおりに本施設及び成果物を完成させること」を実現するため、施設整備を実施する管理技術者（設計）、監理技術者、管理技術者（工事監理）の業務内容を精査した上で役割分担を適切に行なうとともに、各技術者の能力が十分に発揮できるように、体制整備とその管理を適切に行うこと。特に本施設の品質確保を実現するため、品質確保プロセスを適切に計画、実行し管理すること。
- イ 事業者は、管理技術者（設計）、監理技術者、管理技術者（工事監理）が適切に業務を実施するように、それぞれの業務管理を行うものとし、業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行うこと。

(2) 業務の区分

統括マネジメント業務

(3) 実施体制

事業者は、全期間にわたり「統括管理技術者」を配置し、統括管理業務計画書と合わせて契約締結後 14 日以内に市に通知すること。また、各業務の「技術者（管理技術者（設計）、監理技術者、管理技術者（工事監理）」を配置すること。なお、統括管理技術者は代表企業から、管理技術者（設計）は設計業務を行う企業から、監理技術者は建設業務を行う企業から、管理技術者（工事監理）は工事監理業務を行う企業から配置すること。

(4) 報告事項

ア 統括管理業務計画書

事業者は、統括管理業務着手前に統括管理業務計画書を作成し、契約締結後 14 日以内に次に掲げる書類とともに市に提出して確認を受けること。

各業務の基本方針

業務内容（提案に基づく具体的な内容）

実施体制図

イ 統括管理業務報告書

事業者は、統括管理業務について、次の報告書を翌月 10 開庁日以内に提出すること。

統括管理業務報告書（月次）

2 業務の要求水準

(1) 基本事項

- ア 事業全体の業務を一元的に管理できるマネジメント体制を構築すること。
- イ 連絡・調整の窓口となる業務担当者を設置し、市との適切なコミュニケーションに努めること。

- ウ 事業者内部の管理統制方法、各構成員の管理統制方法を明確にすること。
- エ 事業者は、事業期間を通して事業全体を統括する統括管理技術者を配置すること。

(2) 統括管理技術者の業務

- ア 各構成員の提案・意見を聴取・調整することにより、効率的かつ効果的な事業実施を図ること。
- イ 市との適切なコミュニケーションに努めること。必要に応じて連絡・調整の窓口となる業務担当者を設置すること。
- ウ 各業務の技術者（管理技術者（設計）、監理技術者、管理技術者（工事監理））を確認し、各技術者届を市に提出すること。なお、各業務の技術者が変更となった場合は、速やかに変更後の技術者を確認し、市に届け出ること。
- エ 各業務の技術者が業務を円滑に遂行し、法令を遵守するよう管理監督するとともに、必要に応じて指導すること。
- オ 市及び関係機関と協議、打合せ等を行ったときは、その都度内容を書面に記録し、市と相互に確認した上で、打合せ記録簿として市に提出すること。
- カ 維持管理及び運営に配慮した施設整備となっているか十分に確認すること。
- キ 各業務の履行状況を明確に把握し、要求水準を満たしているかを定常的かつ適切に把握・管理できる体制を構築し、機能させること。
- ク 各業務のコスト管理を適切に行うこと。
- ケ 各業務のセルフモニタリング業務については、統括管理技術者が取りまとめ、要求水準を満たしているか十分に確認し、必要書類等を市へ提出すること。
- コ 本書等の変更事項を市と事前協議した上で、変更事項をまとめた一覧表（各事項の変更金額を含む。）を作成し提出すること。また、一覧表作成後は適宜追記又は修正とすること。
- サ 変更金額の根拠資料として、変更事項の数量・単価・金額等の詳細な内容が確認できる内訳書（見積を含む。）や図面等（該当部分が一目でわかるような補足資料を含む。）を作成し提出すること。
- シ 各種協議のスケジュール等の管理、提出物の管理等を行うこと。
- ス その他事業の必要な調整と管理に必要なことを実施すること。

第4 設計業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

本事業において整備する施設が「第2 施設の機能及び性能に関する要求水準」を満たし、本事業の目的に合致して、誰もが安全、快適かつ便利に利用できるサービスを提供可能な施設を設計する。

(2) 業務の区分

- ア 事前調査及びその関連業務
- イ 設計業務（基本設計・実施設計）
- ウ 各種関係機関との調整業務
- エ セルフモニタリング業務
- オ 障害者団体等へのヒアリング等実施業務
- カ その他設計業務において必要な業務

(3) 業務期間

設計業務の期間は、引渡しに間に合わせるように事業者が計画すること。

(4) 実施体制

事業者は、管理技術者（設計）を配置し、設計業務計画書と合わせて契約締結後 14 日以内に市に通知すること。設計業務実施体制表には、管理技術者（設計）のほか、配置する建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備、昇降機設備等の専門別の担当者の記載を必須とし、その他の担当者を配置する場合は、あわせて記載すること。なお、昇降機設備設計担当者に限り、電気設備設計担当者又は機械設備設計担当者と兼ねることができるものとする。

(5) 報告事項

ア 設計業務計画書

事業者は、設計業務着手前に設計業務計画書を作成し、契約締結後 14 日以内に次に掲げる書類とともに市に提出して確認を受けること。

設計業務日程表は、調査工程、基本設計工程、実施設計工程、近隣説明工程、各種書類の提出時期、計画通知等各種手続及び市との協議調整を盛り込んだ工程表とすること。

- ・設計業務着手届（基本設計着手前、実施設計着手前）
- ・設計業務実施体制表
- ・設計業務日程表
- ・管理技術者（設計）届（経歴書、資格証添付）

イ 設計期間中業務に係る必要書類

事業者は、次に掲げる書類について、設計期間中に市が提出を求めた場合には、速やかに市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。また、市及び関係機関と協議、打合せ等を行ったときは、その都度内容を書面に記録し、市と相互に確認した上で、打合せ記録簿として市に提出すること。

- ・地質調査等の設計に必要な事前調査報告書
- ・各種申請等の手続きに必要な書類の写し

- ・各種許認可書等の写し
- ・その他設計に必要な書類等

ウ 設計業務に係る必要書類

- (ア) 基本設計及び実施設計終了時には、「別紙 10 提出図書一覧」に示す書類を提出すること。市は、内容を確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む。）を通知する。
- (イ) 提出図書の体裁・部数については、別途、市の指示によるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準[建築・設備]」によるものとする。また、これら図書（図書の保管に必要な什器・備品を含む。）の保管場所を本施設内の倉庫に確保するとともに、図書の保管に必要な什器・備品を納入すること。

エ 業務報告書・業務完了届

- (ア) 設計業務については、「年次業務報告書」及び「月次業務報告書」を提出すること。なお、「年次業務報告書」は年度終了後 10 開庁日以内、「月次業務報告書」は翌月 10 開庁日以内に提出すること。
- (イ) 設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて、市に「設計業務完了届」を提出すること。

(6) 留意点

ア 市との調整

市と事業者との間で本施設の設計に係る協議を目的とする「設計部会」を開催する。「設計部会」は、市と協議の上で、定期的（1 回/月以上）に定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。なお、開催にあたり、会場の確保、資料作成、日程調整等をすべて事業者の負担で行うこと。

イ 市による任意の確認

市は、事業者に設計状況について説明若しくは書類（データを含む。）の提出をいつでも求め、確認することができる。

ウ 進捗管理

設計の進捗管理を事業者の責任において実施すること。なお、事業者は、進捗に遅延が発生した場合、遅延を解消する体制を構築すること。また、進捗状況や市との協議内容及び設計内容等について、統括管理技術者が把握できるよう管理技術者（設計）に逐次報告を行わせること。

エ 設計変更について

要求水準及び提案内容等の変更により、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。

オ 関係機関との調整支援

市が国・県ほか関係機関及び庁内関係者に対して行う報告業務等について協力すること。

カ その他

事業者は、設計業務完了後速やかに、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）利用規約に基づき業務カルテを作成し、市の確認を受ける。また、確認後の業務カルテを（一社）公共建築協会 公共建築設計者情報センターへ提出の上、業務カルテ受領書を受け取り、設計業務完了後 10 日以内にその写しを市に提出すること。

2 業務の要求水準

(1) 事前調査及びその関連業務

事業者は、本事業に必要な現況調査（既存工作物、植栽等を含む。）、敷地測量、地質調査、電波障害調査等、各種調査業務を事業者の責任及び負担において、必要な時期に適切な内容で行うこと。なお、地質調査を行った場合は、調査結果を一般財団法人国土地盤情報センターによる検定を受けた上で、登録の手続きを行うとともに、検定証明書を電子データで提出すること。

事業者は、本計画に必要な範囲において、上下水道、ガス、電力、通信等の状況等を調査し、必要に応じて関係機関と協議を行い、市に報告すること。

事業者が市の協力を必要とする場合、市は、資料提供、その他について協力する。

(2) 設計業務（基本設計・実施設計）

ア 業務の実施

(ア) 事業者は、関係法令等に基づき関係部署と事前相談、協議等を基本設計初期段階から行うこと。

(イ) 市は、必要があると認めるときは、設計変更を求めることができる。また、事業者の事由により設計変更の必要性が生じた場合は、その変更内容及び概算費用について市の承諾を得た上で、設計変更を行うことができる。

(ウ) 基本設計及び実施設計時等において、当該部分の計画趣旨や工事計画等について、近隣住民等への説明会を開催すること。開催にあたり、資料作成、会場・必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこととし、開催日や参加人数等は市と協議すること。説明及び近隣対策の実施については、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること。

(エ) 建設業務段階において、国土交通省告示第98号別添一1項三号に定める設計意図伝達業務を行うこと。

イ 積算業務

(ア) 基本設計完了時及び実施設計完了時において、設計内容に基づいた積算を行うこと。また、内訳書を作成し、提出すること。

(イ) 内訳書は、請負代金内訳書（本事業における内訳書）及び参考代金内訳書（比較用。市に単価コードがある項目について、コード入力したもの）とする。

(ウ) 内訳書は、RIBC2により作成すること。（RIBC2とは、一般財団法人建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」を指す。）

(エ) RIBC2データ及び印刷物を提出すること。

(3) 各種関係機関との調整業務

ア 事業者は、本業務に必要な協議、各種申請等の手続きを事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。

イ 電気、水道、ガス、通信等のインフラ供給元、所轄消防署及び法令等の関係部署等との必要な協議を行うこと。

ウ 申請等の手続きで関係機関等に提出した書類及び関係機関等から受理した許認可書等について、その写しを市に速やかに提出すること。なお、正副本の取扱いは、市の指示に従うものとする。

エ 協議、各種申請等の手続きに必要な費用は、事業者の負担とする。

（４）セルフモニタリング業務

- ア 事業者は、設計業務着手前に要求水準等確認計画書（チェックリストを含む。）を市と協議の上で作成し、市に提出するとともに市の確認を受けること。なお、内容は「建築（外構を含む。）」、「構造」、「設備（外構を含む。）」に区分し、さらに「設備（外構を含む。）」は、「衛生設備」、「空調設備」、「電気設備」及び「昇降機設備」に区分すること。
- イ 設計業務に係る要求水準等確認計画書のチェックリストにおいては、個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法（性能を客観的に証明する書類等）、確認時期（設計図書の作成時期等）、確認者及びその他必要な事項を記載すること。また、要求水準の確認における図面等の資料（以下「要求水準確認資料等」という。）については、該当部分が一目でわかるように補足資料も併せて作成すること。
- ウ 設計業務に係る要求水準等確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計完了時、その他業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとする。
- エ 基本設計完了時、実施設計完了時に、「別紙 10 提出図書一覧」に定める図書とともに要求水準等確認報告書（チェックリスト及び要求水準確認資料等を含む。）を市へ提出し、要求水準に適合していることの確認を受けること。なお、設計の各段階において確定することが困難な事項がある場合は、困難な理由を市に説明した上で「実施設計時（又は施工時）、要求水準に適合するよう対応」する旨を要求水準等確認報告書に明記し、実施設計時（又は施工時）に内容が確定した段階で、改めて市の確認を受けること。

（５）障害者団体等へのヒアリング等実施業務

事業者は、障害者団体等へのヒアリングや意見交換を行い、市と協議の上、意見を最大限設計に取り入れること。この場合において、当該業務に係る一切の費用は、本事業に含むものとする。

（６）その他設計業務において必要な業務

事業者は、その他設計業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

第5 建設業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

建設業務は、設計業務において作成した設計図書に基づいて、新設施設の建設工事（外構整備を含む。）を行い、「別紙 08 事業者が設置する什器・備品等一覧」に示された什器・備品等を設置する。

(2) 業務の区分

- ア 建設工事着手前業務
- イ 建設業務及びその関連業務
- ウ 完工後業務
- エ 什器・備品等設置業務
- オ 施設の引渡し業務
- カ 各種関係機関との調整業務
- キ セルフモニタリング業務
- ク 障害者団体等へのヒアリング等実施業務
- ケ その他建設業務において必要な業務

(3) 業務期間

建設業務の期間は、引渡日に間に合わせるように事業者が計画すること。
なお、建設業務の開始は実施設計完了後とする。

(4) 実施体制

事業者は、監理技術者を配置し、契約締結後 14 日以内に市に通知すること。建設業務実施体制表には、監理技術者のほか、配置する意匠、構造、電気設備、機械設備、昇降機設備等の専門別の担当者の記載を必須とし、その他の担当者を配置する場合は、あわせて記載すること。なお、専門別の担当者は複数の分野について兼務することができない。また、監理技術者及び専門別の担当者（構造の担当者及び昇降機設備の担当者を除く。）は、専任かつ常駐して業務を行うこと。

電気設備、機械設備及び昇降機設備の担当者については建設業務を行う構成員から選任せずとも、建設業務を行う構成員の一次下請け企業から選任しても良いものとする。

(5) 報告事項

ア 建設業務計画書

事業者は、建設業務着手前に建設業務計画書を作成し、当該業務着手 30 日前までに次に掲げる書類とともに市に提出して確認を受けること。

- ・建設業務着手届
- ・建設業務実施体制表
- ・詳細工程表
- ・監理技術者等届（経歴書、資格証添付）
- ・工事記録写真撮影計画書
- ・仮設計画書
- ・使用機材報告書（使用機材毎のメーカー名をまとめた一覧表）

- ・下請負届
- ・施工体制台帳の写し
- ・緊急時の連絡体制表
- ・品質管理計画書

イ 建設期間中業務に係る必要書類

事業者は、建設期間中に次に掲げる書類を作成し、市が提出を要求した場合には速やかに市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。また、工事打合せ簿については、市及び関係機関との協議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、市に提出すること。なお、提出時の体裁について記載の無いものは、別途指示する。

- ・機器承諾書
- ・使用機材届出書
- ・使用材料届出書
- ・週間工程表・月間工程表
- ・各工種別施工計画書・施工報告書
- ・残土処分計画書・実施書
- ・産業廃棄物処分計画書・実施書
- ・再生資源利用計画書・実施書
- ・再生資源利用（促進）計画書・実施書
- ・生コン配合計画書
- ・各種計算書各種試験結果報告書
- ・各種出荷証明書
- ・マニフェスト（総括表のみ）
- ・施工体制台帳の写し（追加・変更後随時）
- ・工事打合せ簿
- ・その他施工に必要な届出等

ウ 建設業務に係る必要書類

- （ア）建設終了時には、「別紙 10 提出図書一覧」に示す書類を提出すること。市は、内容を確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む。）を通知する。
- （イ）提出図書の体裁・部数については、別途、市の指示によるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準[建築・設備]」によるものとする。また、これら図書（図書の保管に必要な什器・備品を含む。）の保管場所を本施設内の倉庫に確保するとともに、図書の保管に必要な什器・備品を納入すること。

エ 業務報告書・業務完了届

- （ア）建設業務については、「年次業務報告書」及び「月次業務報告書」を提出すること。「年次業務報告書」は年度終了後 10 開庁日以内、「月次業務報告書」は翌月 10 開庁日以内に提出すること。
- （イ）建設業務が完了したときは、市に「建設業務完了届」を提出すること。

（6）留意点

ア 市との調整

市と事業者との間で本施設の建設に係る協議を目的とする「建設部会」を開催する。「建設部会」は、市と協議の上で、定期的（1 回/月以上）に定例会を開催するほか、

市の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。なお、開催にあたり、会場の確保、資料作成、日程調整等をすべて事業者の負担で行うこと。

イ 市による任意の確認

市は、事業者に建設状況について説明若しくは書類（データを含む。）の提出をいつでも求め、確認することができる。

ウ 進捗管理

工事の進捗管理を事業者の責任において実施すること。なお、事業者は、進捗に遅延が発生した場合、遅延を解消する体制を構築すること。また、進捗状況や市との協議内容及び工事内容等について、統括管理技術者が把握できるよう監理技術者に逐次報告を行わせること。

エ 設計変更について

建設業務を進める中、要求水準及び提案内容等の変更により、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。

オ 事故対応

工事に関連して事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちに市に通報し、工事事務発生報告書を提出すること。

整備に伴い道路側溝や縁石等に破損又は損傷を与えた場合は、道路管理者等の指定する方法等により、事業者の責任及び負担にて復旧を行うこと。

カ 災害対応

名古屋市域において震度５強以上の地震が発生したときは、現場の状況を確認し、被害の有無に関係なく、市へ報告を行うこと。また、震度５弱以下であっても地震により被害を受けた場合は、市へ報告を行うこと。なお、被災後、現場に勤務する事業者の作業員全員が現場を離れる場合は、報告事項を記載した書面を工事表示板設置箇所に掲示すること。

また、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、事業者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行う等、有事に際しての備えを行うこと。

キ 関係機関との調整支援

市が国・県ほか関係機関及び市内関係者に対して行う報告業務等について協力すること。

ク その他

事業者は、受注時、登録内容変更時及び完了時に工事实績情報を作成し、市の確認を受けたのちに、(一財)日本建設情報総合センターに登録し、登録内容確認書を市に提出すること。

提出書類は、管理技術者（工事監理）が確認を行ったものを提出すること。

2 業務の要求水準

(1) 建設工事着手前業務

ア 近隣説明・準備調査等

(ア) 事業者は、建設工事着手に先立ち、近隣住民等に対して工事内容の説明及び建設準備調査等を充分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保する

こと。

- (イ) 建設工事着手前において、当該部分の計画趣旨や工事計画（仮設計画や車両の搬出入経路、安全計画等）について、近隣住民等への説明会を開催すること。また、工事期間中においても、工事計画の節目等に説明会を開催すること。開催にあたり、資料作成、会場・必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこと。
- (ウ) 事業者は、騒音・振動に関する関係法令等を遵守することはもとより、近隣施設、近隣住民の活動及び生活に支障が無いように安全を確保し、工事騒音、振動等に十分配慮した工事計画で建設工事を実施すること。また、近隣住民等の求めに応じて、工事内容の説明を適宜実施すること。
- (エ) 近隣住民等への説明会及び近隣対策の実施については、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること。
- (オ) 事業者は、進入道路等の交通規制を行う場合には、交通管理者等と事前協議を行うとともに、交通整理を行う人員を適切に配置すること。

イ 仮設計画

- (ア) 本工事において、設置可能な範囲で道路面等に対して防護柵を設ける。防護柵には完成予想図や整備状況等を設置し、周辺住民への広報等に配慮すること。
- (イ) 防護柵が既存の外灯等の障害となる場合や防護柵により夜間の明るさが確保できない場合には、仮設照明等により必要な措置を講ずること。

(2) 建設業務及びその関連業務

- ア 事業者は、各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計・工事請負契約書、「本書及びその別紙」、事業提案書、設計図書、施工計画書及び品質管理計画書に従って施設の建設工事を実施すること。
- イ 事業者は、建設業務開始の15日前までに、建設業務の実施体制、工事工程等の内容を含んだ工事全体の「総合施工計画書」を作成し、市の確認を得ること。
- ウ 事業者は、工事にあたって必要となる協議、各種許認可申請、届出等を事業スケジュールに支障がないように事業者の責任において実施すること。
- エ 事業者は、工事期間中、市と協議して定める期限までに月間工程表及び週間工程表を作成し、市に提出すること。
- オ 事業者は、建設業務に当たる者が構成員以外の第三者に下請又は委託を行った場合には、速やかに市に下請負届にて通知すること。
- カ 事業者は、工事期間中、常に工事記録を整備すること。
- キ 事業者は、本施設の工事において行う主要な検査及び試験、隠蔽される部分の工事等が実施される時期について、事前にその内容及び実施時期を市に通知すること。市は、当該検査等又は試験に立会うことができるものとする。
- ク 市は、事業者が行う工程会議に立会うことができるとともに、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- ケ モニタリング実施のため、市が使用する監督員事務所を設置すること。「監督員事務所特記仕様書（名古屋市住宅都市局）」による1号非常駐とする。
- コ 事業者は、市の監査等に関わる検査等の資料作成等に協力すること。（事業期間終了後も含む。）
- サ 工事期間における市民やメディアへの効果的なPR方法を提案し、市と協議の上、適宜実施すること。また、現場見学（名古屋市職員向け研修を含む。）や取材への

- 対応（配布資料や説明パネルの作成を含む。）を行うこと。
- シ 事業者は、工事中の騒音・振動・粉塵・臭気・大気汚染・水質汚濁等の影響が生じないよう周辺の環境保全に努め、安全等の対策を行うこと。
- ス 騒音・振動を発生する特定建設作業等の施工は、低騒音低振動工法を採用するとともに、さらなる騒音・振動の抑制に取り組むこと。また、騒音振動規制法施行規則等に基づき関係省庁その他関係機関への届出等の手続きを行った上で工事に着手すること。
- セ 工事にあたっては、近隣住民、本施設及び周辺施設等の利用者及び周辺交通に配慮した安全対策を十分に行うこと。
- ソ 工事車両の通行は、近隣に配慮すること。また、周辺道路は一方通行となっているため、注意すること。
- タ 事業者は、進入道路等の交通規制を行う場合には、交通整理を行う人員を適切に配置すること。
- チ 車両出入口・周辺道路等の清掃・保全を行い、周辺住民や通行者へ十分配慮すること。
- ツ 工事場所における夜間、休日警備を適切に行うこと。
- テ 樹木（橋の木を除く。橋の木については、第6の2（8）を参照のこと。）については、移植、撤去（伐採・伐根）とも可能とする。
- ト 建設工事により発生する建設副産物については、関連する法令・基準等に基づき、適切に処分する適正な処理に努めること。また、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、必要な事項を書面で市に報告すること。
- ナ 工事計画にあたっては、再生資源利用促進（計画・実施）書及び再生資源利用（計画・実施）書を作成し、市に報告すること。
- ニ 建設発生土については、処分土の削減をはかるため、現場内利用に努めるとともに、現場内利用ができない場合は、工事間利用に努めること。現場内利用又は工事間利用ができなかった場合は、市が指定する場所に搬出すること。なお、搬出先については「別紙 12 建設発生土の搬出候補一覧」に示す。
- ヌ 雨水排水・湧水排水については、工事期間中に問題が発生しないよう、事業者の責で対応すること。
- ネ 地中に単管を打込む場合や掘削、斫り等の作業がある場合は、事前に既設図面で配管等の地中埋設物や躯体埋設管の位置を確認すること。また、上記によって正確な位置が把握できない場合は、人力により試験的に施工する等、安全な方法にて埋設配管の種類、位置、規格、構造等を目視により確認した上で施工すること。（「参考 e 既設図面」を参照）
- ノ 業務に伴う電力会社、通信事業者、ガス会社等との調整及び撤去は本事業に含む。
- ハ 既設の配管・配線を撤去する場合は、計画図を市へ提出し、確認を受けること。
- ヒ 事業区域周辺の各種工事等の状況の把握に努め、必要に応じて調整を行うこと。また、周辺住民等への影響に配慮した工事計画を作成すること。
- フ 事前調査を含む本工事において、計画地の掘削等により、出土品や遺跡を発見した場合は、速やかに市へ連絡するとともに、出土品等の取り扱いを含め、市の指示に従うこと。
- ヘ 本工事に支障となる予期しない地中障害物等が確認された場合は、直ちに市へ報告し、その対応を協議するとともに、撤去又は残置する地中障害物等の大きさ、位

- 置等を図面化し、市に提出すること。
- ホ 施工時間について、原則として夜間、土・日曜日及び「国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）」に規定する休日（以下「休日」という。）に施工することはできないものとする。やむを得ない事情により夜間、土・日曜日及び休日に施工する必要がある場合には、市と協議の上、騒音、振動等近隣住民に十分配慮した工事計画とすること。
- マ 工事期間中における作業員詰め所等を含む現場事務所は、周辺環境を十分に配慮した配置計画とすること。また、働きやすい現場環境に配慮した快適トイレ等の設置を行うこと。
- ミ 当該施設、当該施設の駐車車両、隣接する民家・施設及び道路工作物等工事対象外のものを破壊した場合は受注者の責任において原形復旧し、工事中はこれを維持管理すること（公道等も同様）。
- ム 仮設等の撤去後、作業ヤード及び作業通路等の工事で使用した範囲は、速やかに原形復旧を行うこと。特にインターロッキングブロックや枳等に十分注意すること。
- メ 事業者は、関係法令及び基準等に基づき、施設の状態について、健康で衛生的な環境を確認するため、空気環境測定、照度測定及び水質管理等の各測定を実施すること。
- モ 事業者は、本工事にて発電機等を設置するにあたり、必要な工事計画届出書等を作成し、関係省庁に届け出を行う。届け出に必要な書類の作成及び電気主任技術者の手配・費用の一切は事業者の負担にて行うこと。
- ヤ 敷地境界付近にて工事を行う場合、区域標等の保全を事業者の責任において行うこと。
- ユ ホで例外的に土・日曜日又は休日に施工する場合には、「別紙 17 週休 2 日工事の実施について」により、週休 2 日で実施すること。
- ヨ 本業務は、建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用し実施すること。なお、実施にあたっては「別紙 18 建設キャリアアップシステムの活用について」によること。
- ラ 本業務を行うにあたり、本敷地を現場事務所の設置、工事資材の保管等工事ヤードとして無償で 사용할 ことができる。使用にあたっては、防護柵等で区画する等安全策を講じること。

（３）完工後業務

ア 完了検査

完了検査は、本施設を市へ引き渡しを行う前段において完了させること。

イ 実施方法

完了検査は、次の規定に即して実施すること。ただし、これらの規定のうち該当する業務内容がない部分についてはこれを適用しない。

（ア）シックハウス対策の検査

- a 事業者は、完了検査に先立ち、市民利用施設については「住宅都市局施設建築物（営繕物件）の屋内空気中化学物質濃度測定実施要領」、小学校施設については「教室等の屋内空気中化学物質濃度測定実施要領」により、本施設の対象室における屋内空気中化学物質濃度測定を実施し、その結果を市に報告すること。なお、事業者が購入する什器・備品設備等についても、搬入後に同様に行うこと。
- b 測定値が、厚生省生活衛生局長通知「室内空気中化学物質の室内濃度指針及び標

準的測定法について」に定められる値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担により、完工確認までに是正措置を講ずること。

(イ) 事業者による完了検査

- a 事業者は、工事の完了後、事業者自身による完了検査、建築基準法等に基づく本施設の完了検査及び機器、器具、什器・備品等の試運転を行うこと。完了検査及び試運転の実施については、その実施日程を 14 日前までに市に通知すること。
- b なお、空調の温湿度測定については、空調負荷がピークとなる時期（夏季・冬季共）に温湿度測定が必要となるため、引渡し後であっても施設との調整を行った上で実施すること。また、引渡し後に試運転調整や測定することがふさわしいものについても空調の温湿度測定と同様に実施すること。
- c 事業者は、市に対して、完了検査の結果を要求水準等確認報告書（チェックリスト及び要求水準確認資料等を含む。）とともに、検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。
- d 事業者は、工事の完了後、電気事業法に基づき、電気主任技術者の指示を受け、本施設の自家用電気工作物及び施設内の分電盤・動力盤に絶縁抵抗等の性能試験を行い、試験成績書を提出のこと。なお、試験に係る一切の費用は本事業に含まれる。

(ウ) 市の完工確認等

- a 市は、事業者による完了検査報告を受けた後、市自らによる完工確認を行うこととし、事業者は、市による完工確認に立会い、協力をする。
- b 市による完工確認については、セルフモニタリング及びモニタリングの結果に基づいて確認、検査を行うものとする。
- c 市は、完工確認の結果、要求水準等の未達事項について期限を定めた上で、事業者に書面をもって是正や補修等の指示を行うものとする。
- d 市は、是正事項の対応後に検査結果通知を事業者に書面にて通知するものとする。

(エ) 完工確認後の是正等

- a 事業者は、市が行う完工確認の結果、要求水準等の未達等により是正を求められた場合には、速やかに是正を行うこと。
- b 事業者は、市による完工確認及び是正事項対応後、市から検査結果通知を受けること。

(オ) 完工図書の提出

市による完工確認にあわせて 完工図書を市に提出すること。なお、提出すべき完工図書については、「別紙 10 提出図書一覧」を参照のこと。

(カ) 経年検査

建設業務完了 1 年後に経年検査を行うこと。

また、引渡しから 1 年間の太陽光発電設備等によるエネルギー節減効果が確認できる「エネルギー削減効果実績書」を経年検査後に提出すること。

(4) 什器・備品設備等設置業務

- ア 事業者は、本施設に必要な「別紙 08 事業者が設置する什器・備品等一覧」に示す什器・備品設備等について、調達及び設置を行うこと。
- イ 設置した什器・備品設備等について、「什器備品台帳」を作成して市に提出すること。なお、台帳の様式については市の指定様式とする。
- ウ 什器・備品設備等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物

- が放散しない又は放散量が少ないものを選定するよう配慮すること。
- エ 設置に際しては、事前に市とのスケジュール調整を行うこと。
- オ 什器・備品設備等の設置にあたっては、「別紙 07 諸室性能リスト」に示す条件にも考慮しながら、給水や排水、排気、特殊電源等が必要なものについて適宜、計画して設置すること。
- カ 什器・備品設備等の所有権は、市に帰属するものとする。
- キ 什器・備品設備等の内容及び数量について、市が指定しているものを除き、事業者の提案をもとに、市と事業者で協議の上、適切な内容及び数量を決定し、市の確認を得ること。
- ク 事業者は、市の完工確認までに什器・備品に対する耐震対策や動作確認等を行うこと。

(5) 施設の引渡し業務

- 事業者は、市から完工確認の結果を通知され、完成の確認があった後、引渡し予定日までに本施設を市に引き渡すこと。また、本施設の引渡しの際に市に対して設備等の操作説明等を行い、操作説明後に操作マニュアル等を書類として市へ提出すること。
- 提出書類の内容は、施設管理者と協議の上決定する。
- 引渡しから 12 か月以内は、施設管理者からの運用面において必要な操作等の質疑及び確認に対して、誠意ある対応を行うこと。

(6) 各種関係機関との調整業務

- ア 事業者は、本業務に必要な協議、各種申請等の手続きを事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。
- イ 電気、水道、ガス、通信等のインフラ供給元、所轄消防署及び名古屋市の建築審査課、建築指導課、緑政土木局関係部署等との必要な協議を行うこと。
- ウ 申請等の手続きで関係機関等に提出した書類及び関係機関等から受理した許認可書等について、その写しを市に速やかに提出すること。なお、正副本の取扱いは、市の指示に従うものとする。
- エ 協議、各種申請等の手続きに必要な費用は、事業者の負担とする。

(7) セルフモニタリング業務

- ア 事業者は、建設業務着手前に要求水準等確認計画書（チェックリストを含む。）を市と協議の上で作成し、市へ提出するとともに市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。
- イ 建設業務における要求水準等確認計画書については、管理技術者（設計）で作成することが適当と判断する部分については管理技術者（設計）に作成させ、管理技術者（工事監理）で作成することが適当と判断する部分については管理技術者（工事監理）に作成させることができる。
- ウ 建設業務に係る要求水準等確認計画書のチェックリストについては、設計業務に係る要求水準等確認計画書及び要求水準等確認報告書との整合性を確保すること。個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法（性能を客観的に証明する書類、施工現場での測定等）、確認時期（計画書や施工図の作成時期、施工実施時期等）、確認者、その他必要な事項を記載すること。また要求水準の確認における図面等の資料（以下「要求水準確認資料等」という。）については、該当部分が一目でわかるよ

うに補足資料も併せて作成すること。

エ 建設業務に係る要求水準等確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとする。

オ 建設業務完了時に、「別紙 10 提出図書一覧」に定める図書とともに本書等確認報告書（チェックリスト及び要求水準確認資料等を含む。）を市へ提出し、要求水準に適合していることの確認を受けること。

（８）障害者団体等へのヒアリング等実施業務

事業者は、障害者団体等へのヒアリングや意見交換を行い、市と協議の上、意見を最大限施工に取り入れること。この場合において、当該業務に係る一切の費用は、本事業に含むものとする。

（９）その他建設業務において必要な業務

事業者は、その他建設業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

第6 既存施設の解体・撤去等業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

既存施設の解体・撤去等業務（以下「解体・撤去等業務」という。）は、既存施設の解体及び撤去を行い、廃棄物の適切な処分を行う。また、それらに係る設計を行う。

(2) 業務の区分

- ア 解体・撤去に係る事前調査及びその関連業務
- イ 解体・撤去に係る設計業務
- ウ 解体・撤去に係る工事着手前業務
- エ 解体・撤去工事業務及びその関連業務
- オ 完工後業務
- カ 各種関係機関との調整業務
- キ セルフモニタリング業務
- ク その他解体・撤去等業務において必要な業務

(3) 業務期間

解体・撤去等業務の期間は、引渡日に間に合わせるように事業者が計画すること。

(4) 実施体制

事業者は、解体・撤去設計について、管理技術者（設計）を配置し、解体・撤去設計業務計画書と合わせて当該業務の着手 30 日前までに市に通知すること。実施体制表には、管理技術者（設計）についての記載を必須とし、その他の担当者を配置する場合は、あわせて記載すること。なお、設計業務で配置する管理技術者（設計）と解体・撤去設計にて配置する管理技術者（設計）は、兼ねることができるものとする。

また、解体・撤去工事について、監理技術者を配置し、解体・撤去工事業務計画書と合わせて当該業務の着手 30 日前までに市に通知すること。実施体制表には、監理技術者の記載を必須とし、その他の担当者を配置する場合は、あわせて記載すること。なお、監理技術者は、専任かつ常駐して業務を行うこと。ただし、建設業務で配置する監理技術者と解体・撤去工事にて配置する監理技術者は、兼ねることができるものとする。

(5) 報告事項

ア 解体・撤去設計業務計画書

事業者は、解体・撤去設計業務の着手前に解体・撤去設計業務計画書を作成し、当該業務着手の 30 日前までに解体・撤去設計業務計画書を作成し、次に掲げる書類とともに市に提出して確認を受けること。解体・撤去設計業務日程表は、調査工程、設計工程、近隣説明工程、各種書類の提出時期、各種手続き及び市との協議調整を盛り込んだ工程表とすること。

- ・解体・撤去設計業務着手届
- ・解体・撤去設計業務実施体制表
- ・解体・撤去設計業務日程表
- ・管理技術者（設計）届（経歴書、資格証添付）

イ 解体・撤去設計期間中業務に係る必要書類

事業者は、解体・撤去設計期間中に市が次に掲げる書類の提出を求めたときは、速

やかに提出するとともに、必要な説明を行うこと。また、市及び関係機関と協議、打合せ等を行ったときは、その都度内容を書面に記録し、市と相互に確認した上で、打合せ記録簿として市に提出すること。

- ・アスベスト調査等の解体・撤去設計に必要な事前調査報告書
- ・各種申請等の手続きに必要な書類の写し
- ・各種許認可書等の写し
- ・その他解体・撤去設計に必要な書類等

ウ 解体・撤去設計業務に係る必要書類

- (ア) 解体・撤去設計終了時には、「別紙 10 提出図書一覧」に示す書類を提出すること。市は、内容を確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む。）を通知する。
- (イ) 提出図書の体裁・部数については、別途、市の指示によるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準[建築・設備]」によるものとする。また、これら図書（図書の保管に必要な什器・備品を含む。）の保管場所を本施設内の倉庫に確保するとともに、図書の保管に必要な什器・備品を納入すること。

エ 解体・撤去設計業務報告書・解体・撤去設計業務完了届

- (ア) 解体・撤去設計業務については、「年次業務報告書」を提出すること。
- (イ) 解体・撤去設計業務が完了したときは、市に「解体・撤去設計業務完了届」を提出すること。

オ 解体・撤去工事業務計画書

事業者は、「解体・撤去に係る工事着手前業務」の着手前に解体・撤去工事業務計画書を作成し、当該業務着手 30 日前までに次に掲げる書類とともに市に提出して確認を受けること。

- ・解体・撤去工事着手届
- ・解体・撤去工事業務実施体制表
- ・詳細工程表
- ・監理技術者届（経歴書、資格証添付）
- ・工事記録写真撮影計画書
- ・仮設計画書
- ・下請負届
- ・緊急時連絡体制表
- ・品質管理計画書
- ・解体・撤去工事施工計画書
- ・施工体制台帳の写し

カ 解体・撤去工事期間中に係る必要書類

事業者は、解体・撤去工事期間中に以下の書類を作成し、市が提出を要求した場合には速やかに市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。また、市及び関係機関との協議、打合せ等を行ったときは、その都度内容を書面に記録し、市と相互に確認した上で、工事打合せ記録簿として市に提出すること。

なお、提出時の体裁について記載の無いものは、別途指示する。

- ・解体・撤去工事工程表
- ・解体・撤去工事報告書
- ・残土処分計画書・実施書

- ・産業廃棄物処分計画書・実施書
- ・再生資源利用計画書・実施書
- ・再生資源利用（促進）計画書・実施書
- ・各種試験結果報告書
- ・マニフェスト（総括表のみ）
- ・その他施工に必要な届出等

キ 解体・撤去工事業務に係る必要書類

解体・撤去等業務終了時に「別紙 10 提出図書一覧」に示す書類を提出すること。市は、内容を確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む。）を通知する。なお、提出図書の体裁、部数については、別途、市の指示によるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準[建築・設備]」によるものとする。また、これら図書の保管場所を本施設内の倉庫に確保するとともに、図書の保管に必要な什器・備品を納入すること。

ク 業務報告書・業務完了届

解体・撤去工事業務については、「月次報告書」及び「年次業務報告書」を提出すること。「年次業務報告書」は年度終了後 10 開庁日以内、「月次業務報告書」は翌月 10 開庁日以内に提出すること。

解体・撤去工事業務が完了したときは、市に「既存施設の解体・撤去等業務完了届」を提出すること。

（6）留意点

ア 解体・撤去設計業務に係る市との調整

市と事業者との間で既存施設の解体・撤去設計に係る協議を目的とする「解体・撤去設計部会」を開催する。「解体・撤去設計部会」は、市と協議の上で、定期的（1 回/月以上）に定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。なお、開催にあたり、会場の確保、資料作成、日程調整等をすべて事業者の負担で行うこと。

イ 解体・撤去設計業務に係る市による任意の確認

市は、事業者に解体・撤去設計状況について説明若しくは書類（データを含む。）の提出をいつでも求め、確認することができる。

ウ 解体・撤去設計業務に係る進捗管理

解体・撤去設計の進捗管理を事業者の責任において実施すること。なお、事業者は、進捗に遅延が発生した場合、遅延を解消する体制を構築すること。また、進捗状況や市との確認、協議等について、統括管理技術者が把握できるよう管理技術者（設計）に逐次報告を行わせること。

エ 解体・撤去設計業務に係る設計変更について

要求水準及び提案内容等の変更により、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。

オ 解体・撤去設計業務に係る関係機関との調整支援

市が国・県ほか関係機関及び庁内関係者に対して行う報告業務等について協力すること。

カ 解体・撤去設計業務に係る市との調整

市と事業者との間で本施設の建設に係る協議を目的とする「解体・撤去工事部会」を開催する。「解体・撤去工事部会」は、市と協議の上で、定期的（1 回/月以上）に

定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。なお、開催にあたり、会場の確保、資料作成、日程調整等をすべて事業者の負担で行うこと。

キ 解体・撤去工事業務に係る進捗管理

解体・撤去工事の進捗管理を事業者の責任において実施すること。なお、事業者は、進捗に遅延が発生した場合、遅延を解消する体制を構築すること。また、進捗状況や市との確認、協議等について、統括管理技術者が把握できるよう監理技術者に逐次報告を行わせること。

ク 解体・撤去工事業務に係る設計変更について

解体・撤去工事を進める中、要求水準及び提案内容等の変更により、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。

ケ 解体・撤去工事業務に係る事故対応

解体・撤去工事に関連して事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちに市に通報し、工事事故発生報告書を提出すること。

コ 解体・撤去工事業務に係る災害対応

名古屋市域において震度5強以上の地震が発生したときは、現場の状況を確認し、被害の有無に関係なく、市へ報告を行うこと。また、震度5弱以下であっても地震により被害を受けた場合は、市へ報告を行うこと。なお、被災後、現場に勤務する事業者の作業員全員が現場を離れる場合は、報告事項を記載した書面を工事表示板設置箇所に掲示すること。

また、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、事業者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行う等、有事に際しての備えを行うこと。

サ 解体・撤去工事業務に係る関係機関との調整支援

市が国・県ほか関係機関及び市内関係者に対して行う報告業務等について協力すること。

シ その他

解体・撤去工事に係る提出書類は、管理技術者（工事監理）が確認を行ったものを提出すること。

現場見学（名古屋市職員向け研修を含む。）や取材への対応（配布資料や説明パネルの作成を含む。）を行うこと。

2 業務の要求水準

（1）解体・撤去に係る事前調査等及びその関連業務

事業者は、本事業に必要な現況調査（既存工作物、植栽等を含む。）、土壌汚染状況調査、アスベスト事前調査等、各種調査業務を事業者の責任及び負担において、必要な時期に適切な内容で行うこと。

事業者は、本計画に必要な範囲において、上下水道、ガス、電力、通信等の状況等を調査し、必要に応じて関係機関と協議を行い、市に報告すること。

事業者が市の協力を必要とする場合、市は、資料提供、その他について協力する。

（２）解体・撤去に係る設計業務

ア 業務の実施

- （ア）事業者は、関係法令等に基づき関係部署と事前相談、協議等を解体・撤去に係る設計の初期段階から行うこと。
- （イ）市は、必要があると認めるときは、設計変更を求めることができる。また、事業者として設計変更の必要性が生じた場合は、その変更内容及び概算費用について市の承諾を得た上で、設計変更を行うことができる。
- （ウ）解体・撤去に係る設計時等において、本事業の計画趣旨や工事計画（仮設計画や車両の搬出入経路、安全計画等）について、近隣住民等への説明会を開催すること。開催にあたり、資料作成、会場・必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこととし、開催日や参加人数等は市と協議すること。説明及び近隣対策の実施については、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること。
- （エ）解体・撤去工事業務段階において、国土交通省告示第 98 号別添一 1 項三号に定める設計意図伝達業務を行うこと。

イ 積算業務

- （ア）解体・撤去に係る設計時において、設計内容に基づいた積算を行うこと。また、内訳書を作成し、提出すること。
- （イ）内訳書は、請負代金内訳書（本事業における内訳書）及び参考代金内訳書（比較用。市に単価コードがある項目について、コード入力したもの）とする。
- （ウ）内訳書は、RIBC2 により作成すること。（RIBC2 とは、一般財団法人建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」を指す。）
- （エ）RIBC2 データ及び印刷物を提出すること。

（３）解体・撤去に係る工事着手前業務

ア 近隣調査・準備調査等

- （ア）事業者は、解体・撤去に係る工事着手に先立ち、近隣に対して工事内容の説明及び建設準備調査等を充分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
- （イ）解体・撤去に係る工事着手前において、本事業の計画趣旨や工事計画（仮設計画や車両の搬出入経路、安全計画等）について、近隣住民等への説明会を開催すること。また、工事期間中においても、工事計画の節目等に説明会を開催すること。開催にあたり、資料作成、会場・必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこと。
- （ウ）事業者は、近隣施設、近隣住民の活動及び生活に支障が無いように安全を確保し、工事騒音、振動等に十分配慮した工事計画で解体・撤去に係る工事を実施すること。また、近隣住民等の求めに応じて、工事内容の説明を適宜実施すること。
- （エ）近隣住民等への説明会及び近隣対策の実施については、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること。
- （オ）事業者は、進入道路等の交通規制を行う場合には、交通管理者等と事前協議を行うとともに、交通整理を行う人員を適切に配置すること。

イ 仮設計画

- （ア）本工事において、設置可能な範囲で道路面等に対して防護柵を設ける。防護柵には完成予想図や整備状況等を設置し、周辺住民への広報等に配慮すること。
- （イ）防護柵が既存の外灯等の障害となる場合には、仮設照明等により必要な措置を

講ずること。

(4) 解体・撤去工事業務及びその関連業務

ア 解体対象施設の概要

解体対象施設は、表 2-2 既存施設概要による。なお、各解体対象施設の詳細は「別紙 09 既存施設位置図」による。

イ 解体・撤去工事要件

(ア) 第 5 の 2 (2) ア〜ラに定めるところによること。

(イ) 解体及び撤去は、敷地内に残存する杭等地中残留物、フェンス、防球ネット（支柱を含む。）等外構も含め全て対象とすること。ただし、サブグラウンドの時計塔は、市との協議により、移設又は存置するものとする。事業区域内の埋設配管・配線及び桝・側溝等についても全て撤去とする。撤去後は、雨水等の排水計画を行い近隣に影響が出ないようにすること。

(ウ) 地歴調査結果を踏まえて、関係部署との協議及び「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3 版）」（令和 4 年 8 月、環境省 水・大気環境局 土壤環境課）に基づき、届出等を行うこと。なお、各種調査及び対応に期間と費用等を要すると思われる場合には、事業者の責任において適切に見込むこと

(エ) アスベスト含有建材は関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により、適切に処理及び処分を行うこと。ただし、事業者が行う事前調査等によりアスベストが含有していないことが判明した場合は一般建材として適切に処分を行うこと。なお、事前調査等に要する費用、撤去に要する期間と費用については事業者の責任において適切に見込むこと。

(オ) PCB 使用電気機器及び PCB 含有シーリング材の有無について調査を行い、含有されていた場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「PCB 使用電気機器の取扱いについて」等関係法令を遵守し、市及び関係行政機関と協議の上、適切な保管方法について提案を行うこと。なお、含有されていない場合の撤去及び処理運搬処分に関する費用については事業者の負担とする。

(カ) 建設発生土については、処分土の縮減をはかるため、現場内利用に努めるとともに、現場内利用ができない場合は、工事間利用に努めること。現場内利用又は工事間利用ができなかった場合は、市が指定する場所に搬出すること。なお、搬出先については「別紙 12 建設発生土の搬出候補一覧」に示す。

(5) 完工後業務

完工後業務として、次に示す内容を実施すること。

ア 実施方法

解体・撤去工事に係る事業者による完了検査は、解体・撤去等業務の完了後、速やかに実施すること。

イ 実施方法

解体・撤去工事に係る完了検査は、次の規定に即して実施すること。

(ア) 事業者による完了検査

a 事業者は、解体・撤去工事の完了後、事業者自身による完了検査を行うこと。完了検査の実施については、その実施日程を 14 日前までに市に通知すること。

b 事業者は、市に対して、完了検査の結果を要求水準等確認報告書（チェックリス

ト及び要求水準確認資料等を含む。)とともに、その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

(イ) 市の完工確認等

- a 市は、事業者による完了検査報告を受けた後、市自らによる完工確認を行うこととし、事業者は、市による完工確認に立会い、協力をする。
- b 市による完工確認については、セルフモニタリング及びモニタリングの結果に基づいて確認を行うものとする。
- c 市は、完工確認の結果、要求水準等の未達事項について期限を定めた上で、事業者に書面をもって是正や補修等の指示を行うものとする。
- d 市は、是正事項の対応後に検査結果通知を事業者に書面にて通知するものとする。

(ウ) 完工確認後の是正等

- a 事業者は、市が行う完工確認の結果、要求水準等の未達等により是正を求められた場合には、速やかに是正を行うこと。
- b 事業者は、市による完工確認及び是正事項対応後、市から検査結果通知を受けること。

(エ) 完工図書の提出

市による完工確認にあわせて「別紙 10 提出図書一覧」に示す書類を提出すること。なお、提出すべき完工図書については、「別紙 10 提出図書一覧」を参照のこと。

(6) 各種関係機関との調整業務

- ア 事業者は、解体・撤去等業務に必要な協議及び各種申請等の手続きを事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。
- イ 電気、水道、ガス、通信等のインフラ供給元、所轄消防署及び名古屋市の建築指導課、緑政土木局関係部署等との必要な協議を行うこと。
- ウ 申請及び手続等で関係機関等に提出した書類及び関係機関等より受理した許認可書等の写しを市に速やかに提出すること。なお、正副本の扱いについては市の指示による。
- エ 協議、各種申請等の手続きに必要な費用は、事業者の負担とする。

(7) セルフモニタリング業務

- ア 事業者は、解体・撤去に係る設計業務着手前に要求水準等確認計画書(チェックリストを含む。)を市と協議の上で作成し、市に提出するとともに市の確認を受けること。
- イ 解体・撤去に係る設計業務における要求水準等確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとする。
- ウ 事業者は、「解体・撤去に係る工事着手前業務」の着手前に要求水準等確認計画書(チェックリストを含む。)を市と協議の上で作成し、市へ提出するとともに市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。
- エ 解体・撤去工事に係る要求水準等確認計画書 については、管理技術者(設計)で作成することが適当と判断する部分については管理技術者(設計)に作成させ、管理技術者(工事監理)で作成することが適当と判断する部分については管理技術者(工事監理)に作成させることができる。

- オ 解体・撤去工事に係る要求水準等確認計画書のチェックリストにおいては、個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法（性能を客観的に証明する書類、施工現場での測定等）、確認時期（解体・撤去に係る設計図書の作成時期等）、確認者及びその他必要な事項を記載すること。また、要求水準の確認における図面等の資料（以下「要求水準確認資料等」という。）については、該当部分が一目でわかるように補足資料も併せて作成すること。
- カ 解体・撤去に係る設計業務完了時に、「別紙 10 提出図書一覧」に定める図書とともに要求水準等確認報告書（チェックリスト及び要求水準確認資料等を含む。）を市へ提出し、要求水準に適合していることの確認を受けること。なお、設計段階において確定することが困難な事項がある場合は、困難な理由を市に説明した上で「施工時、要求水準に適合するよう対応」する旨を要求水準等確認報告書に明記し、施工時に内容が確定した段階で、改めて市の確認を受けること。
- キ 解体・撤去等業務完了時に、「別紙 10 提出図書一覧」に定める図書とともに要求水準等確認報告書（チェックリスト及び要求水準確認資料等を含む。）を市へ提出し、要求水準に適合していることの確認を受けること。

（８）その他解体・撤去等業務において必要な業務

- 橘の木については、解体・撤去工事着手前に一時的に移設し、工事完了後に敷地内に復旧すること。移設、復旧の詳細については市と協議のうえ決定すること。なお、工事期間中に枯れてしまった場合には、事業者の責任において、同等品を建設工事完了時に植えること。
- 事業者は、その他解体・撤去等業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

第7 工事監理業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

設計図書に基づく新設施設の建設業務及び既存施設の解体・撤去等工事業務が要求水準、事業提案書及び遵守すべき法令等に合致し、適切に実施されているかを確認する。

(2) 業務の区分

- ア 工事監理業務
- イ 工事監理状況の報告業務
- ウ 各種関係機関との調整への協力業務
- エ セルフモニタリング業務
- オ その他工事監理業務において必要な業務

(3) 業務期間

工事監理業務の期間は、引渡日に間に合わせるように事業者が計画すること。

(4) 実施体制

工事監理業務を行う企業は、「建設業務」又は「解体・撤去等業務の内、施工に係る業務」を行う企業と異なる者とする。

事業者は、管理技術者（工事監理）を配置し、契約締結後 14 日以内に市に通知すること。工事監理体制表には、意匠、構造、電気設備、機械設備、昇降機設備等の専門別の担当者の記載を必須とし、その他の担当者を配置する場合は、あわせて記載すること。また、管理技術者（工事監理）及び専門別の担当者（構造の担当者及び昇降機設備の担当者を除く。）は、専任かつ常駐して業務を行うこと。なお、昇降機設備担当者に限り、電気設備担当者又は機械設備担当者と兼ねることができるものとする。

(5) 報告事項

ア 工事監理業務計画書

事業者は、工事監理業務着手前に工事監理主旨書（工事監理のポイント等）及び業務方針を含む工事監理業務計画書を作成し、当該業務着手 30 日前までに次に掲げる書類とともに市に提出して確認を受けること。工事監理業務日程表は、各種検査日、工事監理業務報告日及び市との協議調整等を盛り込んだものとする。また、工種別工事監理業務計画書は、業務を的確に実施するために必要な確認方法、確認時期及び記録方法等について記載すること。

- ・工事監理業務着手届
- ・工事監理体制表
- ・工事監理業務日程表
- ・工種別工事監理業務計画書
- ・管理技術者（工事監理）等届（経歴書添付）

イ 工事監理期間中業務に係る必要書類

事業者は、工事監理期間中に以下の書類について、市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。また、市と協議、打合せを行ったときは、その都度内容を書面に記録し、市と相互に確認した上で、打合せ記録簿として市に提出すること。

- ・工事監理報告書
- ・その他工事監理に必要な書類等

ウ 業務報告書・業務完了届

- ・工事監理業務については、「月次業務報告書」を提出すること。なお、「月次業務報告書」は翌月 10 開庁日以内に提出すること。
- ・工事監理業務が完了したときは、市に「工事監理業務完了届」を提出すること。

(6) 留意点

ア 工事監理業務に係る市との調整

市と事業者との間で工事監理業務に係る協議を目的とする「工事監理部会」を開催する。「工事監理部会」は、市と協議の上で、定期的（1 回/月以上）に定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。なお、開催にあたり、会場の確保、資料作成、日程調整等をすべて事業者の負担で行うこと。

イ 工事監理業務に係る市による任意の確認

市は、事業者に工事監理状況について説明若しくは書類（データを含む。）の提出をいつでも求め、確認することができる。

2 業務の要求水準

(1) 工事監理業務

- ア 事業者は、工事監理の着手に際し、募集時の事業提案書の詳細説明及び協議を実施するとともに、工事監理業務計画書等に基づき、工事監理を行うこと。
- イ 工事監理業務内容は、国土交通省告示第 98 号 別添一第 2 項第 1 号及び 2 号に定められた標準業務に加え、使用材料・機器の仕様及び施工内容・方法等が「別紙 02 遵守すべき法令等」に記載されている内容と適合していることを確認すること。
- ウ 設計図書及び要求水準（要求水準と事業提案書の間で齟齬がある場合、事業提案書に記載された性能又は水準が要求水準を上回るときは、該当部分に関して事業提案書の内容を含む。）どおりに本施設が施工されるようにするために必要な業務及び施工に関する品質確保のために必要な業務を行うこと。
- エ 管理技術者（工事監理）が自ら施工状況を実地に確認しない部位であっても、後から確認できるような記録を行うよう指導することは管理技術者（工事監理）の責務であり、この責務を踏まえ、工事監理業務報告書の作成を行うこと。
- オ 建設業務、解体・撤去等業務に係る要求水準等確認計画書及び要求水準等確認報告書について、市が要求した性能等に適合していることを確認すること。

(2) 工事監理状況の報告業務

事業者は、管理技術者（工事監理）に「設計図書及び要求水準（要求水準と事業提案書の間で齟齬がある場合、事業提案書に記載された性能又は水準が要求水準を上回るときは、該当部分に関して事業提案書の内容を含む。）」と工事との照合及び確認の結果を記録させ、工事監理の状況について、毎月、監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況及び器材・施工検査記録（工事監理者が施工状況を確認している様子を撮影した写真）等を含んだ工事監理報告書を作成するとともに、定期的（毎月 1 回以上）に市に報告すること。また、市が必要に応じて工事監理者からの説明、現場の確認及び協議を求めた場合は、随時応じること。市への完了検査報告は、管理技術者（工事監理）が事業者を通じて行う。

(3) 各種関係機関との調整への協力業務

第5の2(6)、第6の2(6)等に係る各種関係機関との調整業務に協力すること。
申請に係る会議及び申請に立ち合い、内容を把握した上で、助言を行うこと。

(4) セルフモニタリング業務

- ア 事業者は、工事監理業務の実施前に要求水準等確認計画書を市と協議の上で作成し、市へ提出するとともに市の要求に適合していることの確認を受けること。
- イ 工事監理業務に係る要求水準等確認計画書のチェックリストについては、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うこと。
- ウ 事業者は、工事監理業務の完了前に要求水準等確認報告書とともに市へ報告し、要求水準に適合していることの確認を受けること。

(5) その他工事監理業務において必要な業務

事業者は、その他工事監理業務において必要であると考えられる業務を実施すること。